

タイトル	芦田均の外交理念：戦前・戦後の連続性：対共産主義認識・自衛権・対米協調
著者	長谷，敦
引用	北海学園大学大学院 法学研究科論集(22)：87-134
発行日	2020-09-18

芦田均の外交理念

一戦前・戦後の連続性：対共産主義認識・自衛権・対米協調一

長谷 敦

目次

序論

第1章 ロシア革命と共産主義認識

第1節 ロシア革命観とデモクラシー

第2節 連盟派外交官としての立ち位置

第2章 芦田均と満州事変

第1節 満州事変の勃発と極東ロカルノ構想

第2節 政民連携運動に関する議論

第3章 戦後安全保障における自衛権の概念

第1節 帝国憲法改正と「芦田修正」

第2節 「芦田書簡」と対米認識

第4章 反共産主義と再軍備論者としての登場

第1節 共産主義への脅威と再軍備論

第2節 保守合同前後の芦田均

結論

序論

本稿は、筆者が法学研究科修士課程在籍時に提出した修士論文をもとにしたものである。論集掲載にあたって、記述の重複する部分を削るなど、細かな修正を行なったことで、芦田均の通史的意義をできるだけコンパクトにまとめることができたと考えている。その点を踏まえた上で議論をはじめていきたい。

第二次世界大戦後の日本におけるアメリカの占領政策は、戦前の軍国主義の否定と民主化・非軍事化を軸とした。アメリカ占領政策のパラダイム転換の中で、この現象を一種の日本政治における分断と考えるならば、たとえば戦前の日本で活躍してきた多くの政治家たちは、これに伴い如何に戦後体制と折り合いをつけるか葛藤を強いられることになった。そして、その葛藤が、一人物を批評するうえでは大きな着目点として考えられる。

たとえば、1930年代から敗戦に至るまでの過程にあって、政治外交政策をめぐる対立軸が、ときに親英米派－自由主義と親枢軸派－国家統制主義であった一方で、戦後の対日講和前後の過程にあっては、対米協調論者－軽武装と対米自主論者－再軍備としてとらえられる。¹

このような構図の中で、従来の先行研究において芦田均は、戦前は自由主義者として日本の軍国主義に抵抗しながら、親英米派として活動し、戦後は一転して旧軍部との関係を持ちながら、冷戦下の共産主義の脅威に対し、再軍備論を叫ぶようになっていったとされる。しかし、本稿で強調したいのは、芦田が、戦前は親英米派でありながらも同時に1930年代半ばまでは、ソ連との協調も模索し、集団安全保障の枠内にソ連を包摂しようと試みる立場にあったこと、そして、戦後は自主防衛を主張しながらも対米協調の姿勢を変えなかったことである。つまり、彼の政治的、外交的立場は、上記の政治外交政策をめぐる対立軸では単純に論じることができないといえよう。

では、なぜ彼が戦前と戦後の双方の対立軸では表せない複雑な立場をとるに至ったのか。それは、彼自身の中に時々の対立軸に左右されない確固とした理念が存在していたと考えられるからである。具体的にそれは、戦前・戦後を通して芦田が抱いていた対共産主義認識、自衛権概念、対米協調である。この理念は、各時代の国際情勢や日本の立場に応じて、それぞれ表出の仕方を変えながらも一貫したものとして、彼の中に存在し続けた。

そこで、本稿の目的としては、戦前・戦後で移り変わる国際情勢と日本外交の変化のなかで、芦田均という人物の理念の連続性を明らかにすることとしたい。その過程を通じて、親英米派對親枢軸派、対米協調派對対米自主派という枠に収まらない対立軸を、芦田の政治外交的理念から見出すことができるので

はないかと考える。

芦田に関する先行研究は、同時代の吉田茂などに比べてあまり多くはないが、たとえば『芦田均日記』（岩波書店、1986年）の編纂および各巻の解題を担当した1987年の進藤榮一の「戦後改革と芦田均」が、先駆的なものとしてあげられる。

この論考では、戦後改革における吉田ら守旧派と芦田ら改革派の対立軸に着目している。そのうえで、たとえば芦田の対共産主義認識については、かつて示していた政治的寛容が、戦後復興に伴い国家の生産力増大を至上命題とする経済ナショナリズムの下で不寛容なものに転じてしまったと述べる。²また、進藤は、『日記』の解題において、芦田が保守合同に至る過程のなかで、開明的な保守中道から、国内政治の利権と政権掌握をめぐる争いの過程を通じて、ナショナリズムに依拠した保守反動へと暗転したと論じ、その模様が全巻から明らかになるだろうとの考察を加えている。³

しかし、本稿は、芦田の戦前・戦後の連続性を重視する点で、芦田の変化を強調する進藤の見解とは対をなすものである。つまり、芦田自身の理念は、戦前・戦後も変わらず、むしろその間の国際情勢の変動や日本の立場が左右に振れたことで、彼の立場も変化したように見てとれるということである。

その他の先行研究を見てみれば、たとえば三戸英治の論考では、芦田が満州事変後から勢力均衡を重視し、朝鮮戦争後に親米外交論を「急進化」させるなど、戦前から一貫したリアリストであったとの議論を展開している。⁴しかし、特に外交官時代の芦田が、国際連盟に代表される集団安全保障の概念に共鳴し、新外交に代表されるようリベラリスト的視点も有していたことは無視できない。

この点において矢嶋光の論考では、芦田が連盟体制に基づく多国間協調の枠組みや集団安全保障を重視していたとの議論が展開されている。⁵しかし、特に戦後米ソ冷戦により、国際連合が機能なくなると、芦田は、多国間協調を維持するよりも、アメリカとの安全保障条約を軸とした立場を明確にすべきとの議論を展開するようになった。このように先行研究から戦前・戦後を通した芦田の外交的スタンスを見るならば、それは時にリアリスト的視点でとらえられ、また時にリベラリスト的視点でもとらえられる。

裏を返せば、全時代を通じた芦田の外交的スタンスは、リアリストやリベラリストという枠にも収まらないものであるともいえる。なぜならば、戦前・戦後と左右に振れた国内外の情勢のなかで、彼が自身の理念を維持しつつも、その表出手法を変化させていたからである。つまり、芦田の外交構想を理解するためには、国際政治におけるリアリスト、リベラリストのような思考的枠組み

を超えて、彼自身のより確固とした理念を探る必要がある。

加えて、他の芦田研究でも、戦後の日本国憲法の「芦田修正」に関するものや保守合同前後の芦田に関するものなど、各時代の芦田の言動をピンポイント的に考察、検証する段階にとどまっているため、戦前・戦後を通しての彼の思想の全体像を見出すのは難しい。⁶

以上の先行研究の問題点を踏まえて、本稿の主眼は、戦前・戦後を通した芦田の国内外での動向を振り返ることで、そこから彼の対共産主義認識、自衛権の概念、対米協調という一筋の連続性を見出すこととした。そのうえで、外交官・政治家の両時代を通して、その時々々の芦田の対外構想の展開を国内外の情勢と突き合わせながら振り返ることで、彼自身が転換したのではなく、国際情勢や日本の立場が転換したということを示すことができるだろう。

-
- 1 進藤榮一「芦田均と戦後改革」『国際政治』1987年（第85号）57頁
 - 2 同上、68-69頁
 - 3 進藤榮一・下河辺元春編『芦田均日記 第1巻』岩波書店、1986年、16-17頁（解題部分）
 - 4 三戸英治「芦田均の外交安全保障論」、神戸大学大学院内『六甲台論集 法学政治学篇』、2005年（第52巻1号）、1-47頁
 - 5 矢嶋光「芦田均の国際政治観（一）・（二）」『阪大法学』2010年、それぞれ（第60巻2・3号）101-128頁・161-182頁／「戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（一）・（二）」『阪大法学』2013年、それぞれ（第62巻5・6号）203-232頁・115-134頁、後者の論考では、連盟体制が、国際秩序を破壊しようとする勢力に対しては、実質的な同盟として機能するとの認識を芦田が有していた点にも注意を向けている。
 - 6 たとえば、植田麻記子「占領初期における芦田均の国際情勢認識」『国際政治』2008年（第151号）、54-72頁や吉田龍太郎「保守合同後の芦田均」、慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』2014年（第101号）、71-102頁／「保守合同後の政党政治と外交政策論争」、『法政論叢』2014年（第51巻1号）、17-41頁／「芦田均の共産主義認識」、日本法政学会『法政論叢』2017年（第53巻1号）、21-48頁や矢嶋光「芦田均と政民連携運動」、『日本歴史』吉川弘文館、2014年（第793巻）、59-75頁などがある。また、芦田個人の評伝として、宮野澄『最後のリベラリスト芦田均』文藝春秋社、1987年がある。

第1章 ロシア革命と共産主義認識

第1節 ロシア革命観とデモクラシー

本節では、外交官として歩み始めた芦田がロシア革命にどのような反応を示していたのかを確認し、彼のロシア革命観を探りたい。その上で、彼が、共産主義の脅威にいかなる対応策を思案していたのかについて論じる。その際にキーワードと考えられるのは、彼のデモクラシーへの姿勢やエリート主義、そして、革命後のウィルソン主義に代表される新外交である。

その前にまずは、当時の時代背景について振り返っておきたい。1910年代における第一次世界大戦の勃発を経て、ロシアでは革命運動や政府批判が高揚し大戦の最中に皇帝ニコライ2世が退位に追い込まれ、帝政が崩壊する。その後、ケレンスキーを首班とする臨時政府が成立するが、ボリシェヴィキによる世界社会主義革命を目指すレーニンらの革命政府により倒壊に至る。この時期においてレーニンの主張は、世界史の動向として国境の消滅を展望し、社会主義体制下での国際組織（コミンテルン）の形成によって民族自決の普遍的实现を目指すものであった。

以上のようなロシア革命による共産主義の脅威は、第一次大戦時の連合諸国間において共通認識として存在した。特にアメリカでは、コミンテルンの形成に対抗する普遍的な国際秩序の提唱が喫緊の課題となったのである。そのため、米ウィルソン大統領は世界諸民族の民族自決や秘密外交の批判、これに加えて集団安全保障が構想された。¹この構想は、やがて14カ条の原則や国際連盟として発展し、いわゆるウィルソン主義として確立される。

その後、1925年にロカルノ条約や1928年にパリ不戦条約が締結された。両者はそれぞれ、集団安全保障と戦争禁止を謳う点でウィルソン主義の系譜に位置付けられる概念であったといえよう。そして、両者は、戦前の芦田均の外交構想に大きな影響を与えた概念でもあった。²このような時代背景を踏まえた上で、芦田の議論へと移りたい。1914年4月、芦田は、赴任先のロシア・ペテルブルクに着任した。当時の在ロシア大使館には、本野一郎大使、田付七太参事官、丸毛直利一等書記官、佐藤尚武二等書記官、松島肇三等書記官らがいた。1917年の2月に本野が寺内正毅内閣の外相に就任すると、内田康哉が大使として着任した。そして、時を同じくして、ロシア革命が勃発する。³

従来の芦田のロシア革命観については、進藤榮一が言うように、冷静な分析に基づくものであったとされる。つまり、その革命観は、後年の反共主義者のイメージからほど遠く、何より冷静で緻密な社会科学的分析の上に構築されて

いたといえる。たとえば、1917年11月に外務省内資料として提出されたロシアの社会経済構造の統計学的分析「露国戦時産業概況」（外事秘報第四号）では、ロシア社会に対する緻密な分析がいかに発揮されている。この文書において、芦田は革命の原因を、「時勢に適しない政治」であり、そのもとで進行していた巨大な「社会的不平等」の現実であると捉えた。その社会的不平等はとりわけ人口の八割を占める農民層にとって深刻であった。それが、戦争の進展と、官僚・大地主ら特権階級の「腐敗」とによって加速され、革命を惹起したと分析するのである。

またこの分析は、革命が、フランス革命に象徴される近代市民革命と共通の根を持っていたはずが、第一次革命の失敗のためにそれから逸脱したものとなった点を捉えている。本来革命の理念は、第一次革命によって成就されるべきであったのに、ケレンスキー政権が、有効な土地改革をなせず、民衆の不満と飢えに応えることができなかったために、十月革命に至らざるをえなかったのだと、指摘するのである。⁴

芦田は、十月革命という社会主義革命を近代市民革命からの逸脱と捉えた。そのため、彼のロシア革命観は、ロシア社会が資本主義経済へとふたたび回帰し、西欧型の議会制民主主義の政治体制へといずれ変容せざるをえず、革命とボリシェヴィキ政権は、それに到る過渡的なものに過ぎないというものであった。⁵また、芦田自身別の論考で、ロシア革命を帝政ロシアに対する自由を求める運動の経過から理解しており、社会主義革命の形態をとったのは第一次世界大戦後の混乱に起因すると指摘した。つまり、ロシア革命は「民族発展の歴史を通観すれば一度は必ず通過すべき一経過に過ぎない、古き生活より新しき生涯に入らんとする刹那の火花として観察し得るものである」と、デモクラシーへと展開する歴史の一通過点と捉えていたのである。⁶

前出の進藤は、以上のような芦田のロシア革命観を「ヨーロッパ近代の高みから見る」ものと捉え、この考えが一方で、ボリシェヴィキ革命に対するイデオロギー的で心情的な反発を回避させていたと同時に、他方で、革命後のソ連外交に対する現実的な把握を行うことを可能にさせていたと論じる。⁷

しかし、進藤のこのような芦田のロシア革命観に対し、近年の芦田研究に代表される矢嶋光は別の見方をしている。つまり、従来の研究では、芦田のロシア革命観については、「露国戦時産業概況」で見せたような冷静な分析が強調されてきたが、実際には革命の持つ暴力性に対して強い嫌悪感を抱くなど、複雑な感情が入り混じっていたというものである。⁸

たとえば、1917年3月14日の『日記』では、芦田は次のような見方をしている。

本来ならば自分ハ革命派ニ同情すべき、意見と傾向とを持つてゐる男である。然し自分の知合の人の多数が殺されたり、捉へられたりするのを見てはいゝ、気持ハしない。秩序のない群衆や兵隊を見ると會て日比谷のモップを卑んだと同様な嫌惡の念が嵩じて仕方がない。(中略) 會て文字で見たデモクラシーが現實に於いてハ何故に如斯く見にくいものになるのであらうか。⁹

そこには革命に対する理解を持ち合わせながらも、その暴力的な方法により、身近な人間が巻き込まれている事実を受け、共產主義や民衆の暴力性に嫌惡感を抱かざるを得ない様子がうかがえる。

加えて、3月27日の記述では、革命勢力が伝統的な文化的領域にまで侵食する点を批判する。

革命の余波で労働党や社会党の委員が威張る。(中略) 兵隊や労働者の側の委員といふ連中が到る処ハバをきかして一昨日ミハイルスキー座等でハ皇族席に連中共が威張り返つてゐる有様。矢張り王朝時代の方が見る眼には美しい。¹⁰

芦田は、ロシアの伝統的文化にも造詣が深く、これを高く評価していたため、暴力的な兵隊や労働者たちの行動を嫌っていた。そして、4月5日の記述ではデモクラシーによる共和の精神とは相容れない民衆の様子を次のように述べる。

革命の死者百五十名(主に兵隊)を今日練兵場に埋葬するので大騒である。行列にハ赤旗が翻つてゐる。人か六十万出ると新聞が書いた。何しろ国祭の第一日だから店も何も総て休んでゐる。然し、出歩いてゐる人間は下等社会の人間許りである。「奴さん達に、共和の精神が解つて堪るか」と自分ハ反感を抱くの止むを得ないような氣になつた。¹¹

以上のように『日記』の記述から、進藤が論じるような革命に対する冷静な分析とは裏腹に、民衆の無知で教養のない様に、嫌惡感を抱いている芦田の様子がうかがえる。上記記述は、主に二月革命以後に書かれたものであるが、その後の『日記』において十月革命以後の経緯に関する期間は、空白となっている。¹²

芦田は、1918年にフランス在勤を命じられたために、これ以降のロシア革命観についての直接の議論は少なくなっていく。ただ、芦田は、革命をデモクラシーへと至る過渡的な現象と捉えた。そのため、革命による共產主義の影響については、長期的な視点からそれを見定める姿勢に立ったのである。したがっ

て、全体を通したロシア革命観は、その後の芦田の様々な論考から見出すことができる。

たとえば、戦後にかけて反共主義が表出する段階において芦田は、日本国内の共産主義の高まりに警戒感を示し、その状況はさながらロシアにおける一連の革命前夜の様子と同様であると考えていた。¹³そして、1950年には自身のロシア在勤時代に経験した革命の経緯を詳細にまとめた『革命前夜のロシア』を著している。

芦田の論考におけるロシア革命がもつ暴力性は、その時々時代の背景と比較されながら論じてこられたように思われる。たとえば、1937年に文藝春秋に寄稿された「ロシア外交論」においては、当時しだいに高まりを見せ始めていたドイツ・ナチスの勢力をロシアにおける「労農」政府誕生と軌を一にするものとして論じている。つまり、「ドイツの國家社會黨は、ポリシエビキーのドイツ化であると云った者のある程に、この両者は共に過去の政權に對する反動勢力として民衆を引摺るだけの力を得たのである。さうして双方共に獨裁的權力を以て國民大衆に臨み、極端に個人の創意と活動とを抑制して國民を器械的に取扱ふ點に於いて相似通つてゐる」ということである。¹⁴

以上のように、芦田は、共産主義とファシズムを同一の脅威ととらえ、全体主義的色彩を有する点に着目して、両者を区別しようとはしなかった。その点において、これ以後、芦田の前に特に差し迫った脅威として、現れ始めるのは、共産主義ではなくファシズムの方であった。そのため、芦田が、反共主義を表立って主張するようになるのは、戦後の主に朝鮮戦争以後になると考えられるだろう。しかし、ここで見てきたように、彼のロシア革命における経験が、戦後の反共主義者へと至らしめる重要な鍵となったことは想像に難くない。

そして、次にロシア革命における大衆への批判的な態度は、主に彼のデモクラシーに対する考え方やエリート主義からも説明できる。たとえば、ロシアにおける革命を考えると、革命が民衆の意思により行われるということは、民主主義の観点から、一方で評価できることかもしれない。しかし、それが「共和の精神」を無視したかたちで成し遂げられるものならば、民主主義とは相容れない野蛮なモップに過ぎないと考えていたのである。事実、前出の『日記』の記述からは、革命に際して理性を失った人々を憂い、悲観的な印象を持っていることがうかがえる。

そこで、第一に芦田のデモクラシーに対する考えをみる。芦田の発想の根底には外交官としての経験の中から形成された国際情勢認識があり、第一次世界大戦によってロシアのロマノフ王朝、ドイツのフォーレンツォレルン家、オーストリアのハプスブルク家の三帝国が崩壊し世界は専制政治から「デモクラ

シー」へと移行する趨勢にあるという認識があった。「デモクラシー」は、憲法を獲得することで運用可能になるという意味で、「立憲政治」とも表現される。そして、芦田は、「立憲政治」の源泉を「自由精神」、「自由主義」に見る。¹⁵芦田にとって「自由主義」は、「立憲政治」運用の思想的基盤であり、それは個人の人格を尊重する「寛容」の精神を源泉に持つものでなくてはならなかった。¹⁶

しかし、彼が実際に目にした革命の光景は、「寛容」の精神を体現するには程遠いものであり、第一次世界大戦後のロシアのソヴィエト政府、イタリアのファシスト政府、そしてドイツのナチス政府の登場は、「デモクラシー」に対する「獨裁政治」の挑戦であったといえよう。

第二に芦田のエリート主義についてである。彼は、第一高等学校、東京帝国大学を経て、外務省に入省する。いわゆるエリートコースを歩みながら、ロシア在勤を命じられ、ロシア社交界において様々な人物と交流を深め、教養を身につけていた様子がうかがえる。その点において、芦田は、デモクラシーの重要性和文化的知識人としてのエリート主義を兼ね備えていた。彼の国際人で知的エリートとしての自負が、労働者や農民の心情を反芻する機会を奪ったとも考えられそうである。¹⁷

以上のような、彼のエリート主義に基づくデモクラシーの考えは、大衆とは一線を画すものであったため、革命への共感と理解を不可能なものとした。つまり、上から見下ろした彼の革命に対する認識は、いわば「下等社会」での出来事として、自らの理念とは相容れないものと捉えられたのである。

そして、芦田は、第一次世界大戦後の新外交を体現するウィルソン主義に傾倒していた。彼は、ウィルソンの国際連盟を高く評価した。一方で、大戦へと至らしめた勢力均衡政策は「均衡の爲めの均勢は競争の爲めの均勢に墮落」したものにとらえ、「均勢に依って暫時の平和を得たという人もあるが、それは戦争の一時的延期で、小戦争から大戦争への準備に過ぎない」として批判した。

¹⁸

その上で、連盟を「各國の鬭争を廃絶し、和衷協同を實現する爲めに、各國を法的に規制しようとしたものであって、國際協同の理想型」と考えたのである。¹⁹ただ、同時に芦田は、連盟体制が「理想型實現の困難」にあることも認識していた。そこで、彼は、各国の普遍的な國際共同主義の立場から「誠實と和親と諒解を」前提とした多国間での地域的な協調の必要性を説いた。²⁰

このように、芦田は、地域的な多国間協調を用いて連盟の欠陥を補うとともに、あくまでも集団安全保障体制の枠内に共產主義勢力をとどめるという、現実的手段を考えていたように思われる。このような、ウィルソン主義に代表

される新外交の理念に共鳴し、その時々共産主義あるいはファシズムの脅威に対応するという姿勢は、この時代の芦田の特徴としてだけでなく、戦後においても保たれていた点であるといえよう。

第2節 連盟派外交官としての立ち位置

本節では、第一次世界大戦後に設立された国際連盟の立場に共感した芦田が、若手の連盟派外交官として、どのような理念を形成し、どのような立ち位置にあったのかを論じる。特に、他の連盟派外交官と英米派、後のアジア派に連なる革新同志会と芦田がどのように関わり、彼自身が外務省においてどのような位置付けにあったのかである。

芦田は、1918年より、フランス在勤を命じられる。翌年の1月には、パリにおいて講和会議が開催された。このパリ講和会議に、日本は五大国の一員として参加し、西園寺公望、牧野伸顕らを全権として、総勢64名が派遣された。その中には、芦田を含め、吉田茂や松岡洋右、有田八郎、重光葵など、のちに外相、首相を務めるような当時の少壮外交官が随員として含まれていた。

しかし、芦田が、会議で多忙を極めたことなどにより、当時の『日記』が欠落しているため、彼の詳細な状況を知ることは難しい。²¹そこで、まずは、パリ講和会議以降の国際連盟において活躍した連盟派外交官たちと芦田の動向をみていく。当時、日本は国際連盟において常任理事国の地位を任されていた。

連盟で活躍した日本の外交官としては、石井菊次郎や、安達峰一郎、杉村陽太郎、佐藤尚武らが挙げられる。彼ら外交官に課せられた課題として、第一には国際連盟という国際組織が少数民族問題にどのように対応すべきか、第二にはその具体的係争としてのポーランド・ドイツ間の上部シレジア問題にどのように対応するかであった。²²

上部シレジアの問題に関しては、第一次世界大戦後に政治的に重要な懸案であった。この問題は、パリ講和会議においても明確な国境線の画定には至らず、英米仏伊が結成した最高会議に判断が委ねられていた。しかし、最高会議では英仏の対立により、合意がまとまらず、1922年によりやく、ドイツ・ポーランド間で協定が調印され、国境が画定する。

しかし、協定後、ポーランド領となった上部シレジアには多くのドイツ系住民が住んでいた。そのため、新たに少数民族問題が生じることになる。連盟は、このようなドイツ系住民の訴えに応じるかたちで少数民族問題への対応を迫られることになったのである。ここで、日本は、この少数民族問題を引き受けることになり、連盟派外交官で法学者でもあった安達峰一郎などの活躍により、

事態の解決が図られた。

芦田もシレジア問題について連盟派外交官の一員として関与している。1921年8月20日の『日記』の記述からは、自ら書記として出席していたパリ最高会議において「Haute Silesie 問題ハ今朝Briand Georgesノ会談の結果Conseil（聯盟）ニ附議スルコトニナツタ。（中略）午后ハSilesieノ問題ヲ研究シタ」と記している。²³

そして、この後も芦田は、総会へ出席するなど、連盟に関与しながらも、シレジア問題に最後まで対処していたのかは定かではない。しかし、芦田は、1923年に刊行した『巴里会議後の欧洲外交』において、最高会議で見られた英仏の対立について意見を述べている。その中では、パリ講和会議後にウィルソンにより提唱された14カ条の原則が十分に履行されない現状を嘆き、「巴里平和會議で當初平和條件の中樞であつたものはウィルソンの十四カ條である。この十四カ條（一九一八年一月八日）の主義中英國の反對により有耶無耶に葬り去られた」²⁴とある。

結果として、シレジア問題は、日本の連盟派外交官たちの活躍により、ドイツ・ポーランド間の直接交渉の糸口をつかみ、最終的に平和的な解決でこの論争を収めたとされる。²⁵ 芦田自身がこの問題に関与した点から、これを機に彼は国際連盟に基づく多国間外交の重要性や、第一次世界大戦後の新外交理念に沿った普遍的国際秩序の重要性を改めて認識し自らの外交理念を形成する一つのきっかけとなったともいえよう。

このように芦田が、いわゆる連盟派の外交官たちと行動を同じくする中で、彼の外務省における立ち位置はどうであったのか。1920年代は、対英米との協調を基調とした幣原喜重郎外相による外交が展開され、外務省で主流派を形成した。幣原を中心とする英米派と芦田のスタンスは、基本的には一致していた。

たとえば、芦田は、英米派と同様に中国を原料資源の輸入元かつ、日本製品の輸出先として、将来も日本にとって非常に重要な国であると考えていた。²⁶ そして、ワシントン会議以来、門戸開放と機会均等を原則として対中国政策を進める幣原外交を擁護して、「従來の如くたゞ棍棒を振廻し」、「何時までもサーベルの音をさせて居っては、日本の貿易政策を有利に轉換することは出来ない」と述べている。²⁷

以上の点から、英米派と軌を一にする芦田の立ち位置であったが、それでも彼は、いくつかの点で、非主流派に位置する外交官であったといえる。

まず、第一に對ソ協調の立場に差がある。芦田が、共產主義革命に嫌悪感を示しながらも、現実の安全保障政策としては、第一次世界大戦後の新外交の理念を活かした集団安全保障体制の枠内にソ連をとどめる構想を有していたこと

は、先行研究が明らかにしている。²⁸この芦田の対ソ協調の側面としては、すでに進藤築一の議論にあるように、芦田が「ロシア革命に近代市民革命としての側面」を見ており、第一次世界大戦後にソ連の共産主義経済が行き詰まりを見せると、これをソ連の民主化の兆しと期待した点にみられる。²⁹革命に対する心情的な嫌悪感や脅威を抱きながらも、現実の外交政策を取り扱う上で、ソ連とは外交的協調を構築すべきであろうとするのが、この頃の彼の立場であった。

これに対し、当時の英米派は、ソ連との協調に関して、それほど積極的ではなかったといえるかもしれない。つまり、ワシントン体制から排除されたソ連との関係構築に慎重であり、共産主義に対する警戒感も示していた。むしろ、対ソ提携に積極的であったのは、ワシントン体制に不満を持つ一部の外務省外の集団であったといえよう。

しかし、英米派の幣原外相の下で、1925年に日ソ基本条約が締結されたように、英米協調と両立する限りにおいて、対ソ協調は必ずしも排除されるものではなかったのである。したがって、芦田と同様に外務省主流も、共産主義の脅威を感じとりながら、新外交の延長線上にソ連を取り込むことを意図していたといえよう。その点において、芦田と英米派の主張は、結果として一致するものであった。³⁰

一方で芦田は、外務省革新同志会にも参加している。外務省革新同志会は、有田八郎ら少壮外交官たちにより組織されたものであった。彼らは、パリ講和会議でのいわゆる「サイレント・パートナー」の汚名を払拭するため、パリで作った三項目の「革新綱領」に基づき、具体的な23項目の「革新綱領要目」を内田康哉外相に提出した。後者の「革新要目」には、「国内諸般の事情を通報せしめるための一局新設」とあり、これは、日本の国内事情を外国向けに発信・広報する情報部設置を意味していた。³¹

そして、この情報部が1920年に設置され、芦田は、23年に本省情報部第二課長に着任している。革新同志会は、有田や重光葵などを擁しており、後の外務省のアジア派の原点とされている。しかし、芦田は、この革新同志会に参加したものの、その後のアジア派に連なることはなく、その後もヨーロッパの在勤を続けた。

芦田は、幣原らの英米派や、有田らのその後のアジア派へと至る革新同志会に部分的に共鳴しながらも、全面的に行動をとるにせず、独自の立場をとっていたといえる。その要因は、彼が外交官としてキャリアに限界を感じ始めていた点にあるのかもしれない。

たとえば、1928年のトルコ在勤時代の『日記』からは、組織に馴染めない芦

田の様子がうかがえる。9月13日の記述では、「小者の公務員でいることはストレスが多く、上司に対する恨みを忘れるのは容易ではない」と述べ、外交官としての職業への辛さを感じ取ることができる。特に、当時の大使であった小幡西吉とそりが合わず、不満を募らせていたようである。³²加えて、12月29日の記述では、「人は、ある程度の年齢に達すると、非凡な人生に関心を持つようになる、とのことだ。これはまさに私に当てはまる」と述べ、外交官を辞めて、新たなキャリアへの転身を図ろうとする決意のようなものがうかがえる。³³

彼にとって新たなキャリアとは、政治家への転身である。事実、これ以前より、芦田は、政友会所属の父鹿之助の地盤から、立候補の要請を受けている。³⁴しかし、それ以上に彼を政治家へと向かわせた大きな要因は、「国民外交」を標榜したことにあるだろう。この考えについて、詳しくは次章で述べるが、新外交による民族自決の考えに基づき、国民を外交の担い手とすることは、デモクラシーの重要性を認識していた彼にとって、重要な概念の一つとなっていたといえる。

したがって、この時期プロの外交官として、ロシア革命時代は外交への国民世論の影響を与えることを望まなかった芦田が、新外交の影響を受けて、国民外交の必要性を考えるようになった点は、後の政治家としての歩みを進める上で、大きな転換点であったといえよう。

以上、本章では、芦田の外交官時代の一部を振り返った。この期間の彼は、ロシア革命とパリ講和会議という世界史上の重要場面に立ち会う中で、民衆の暴力性を伴う共産主義の脅威を体感する一方、米ウィルソン大統領が掲げた新外交の理念に共感し、その後の外交観を形成する土台となる経験を積んだ。彼自身も、この理念をもとに日本外交の刷新を図りたかったであろうが、外交官として成し遂げるには限界があった。そこで、芦田は、以前より要請を受けていた地元から出馬し、政治家として、これを国民世論に訴える決心をしたのである。

-
- 1 草間秀三郎「ロシア革命とウィルソン主義」『アメリカ研究』1993年（第27巻）、39-40頁
 - 2 芦田は、「外交がマキャベリズムからウィルソニズムへと進化したことを認めなければならない」との認識を有していた（矢嶋、前掲論文「戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（一）」、204頁）。
 - 3 福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記1905-1945 第5巻』柏書房、2012年、14-15頁

- 4 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、25-26頁
- 5 同上、26頁
- 6 植田麻記子「日本における『自由主義』の展開と芦田均」萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの思想的基盤』慶應義塾大学出版会、2008年、192頁
- 7 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、27頁
- 8 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905-1945 第5巻』、16頁
- 9 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905-1945 第2巻』、368-369頁
- 10 同上、371頁
- 11 同上、374頁
- 12 これについては、1917年12月15日に「折角面白い時代のロシアに来てゐ乍ら、日誌を怠つた事ハ一生の恨事であるかも知れない。然し大体の政治上の変に付てハ後々ロシアの歴史ニ依る事も出来る。」と芦田自身が述べている（同上、397頁）。
- 13 吉田、前掲論文「芦田均の共産主義認識」、23頁
- 14 芦田、前掲論文「ロシア外交論」、66頁
- 15 萩原編、植田、前掲論文「日本における『自由主義』の展開と芦田均」、191頁
- 16 同上、192頁
- 17 武田泰淳『政治家の文書』岩波新書、1960年、57頁
- 18 芦田均『國際外交の智識』非凡閣、1934年、221-222頁
- 19 同上、210頁
- 20 同上、211頁
- 21 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905-1945 第5巻』、18頁
- 22 篠原初枝「國際連盟外交-ヨーロッパ國際政治と日本」、井上寿一編『日本の外交 第1巻』岩波書店、2013年、119頁
- 23 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905-1945 第2巻』、487頁
- 24 芦田均『巴里會議後の歐洲外交』小西書店、1923年、20頁
- 25 井上編、篠原前掲「國際連盟外交-ヨーロッパ國際政治と日本」、29頁
- 26 上田美和『自由主義は戦争を止められるのか』吉川弘文館、2016年、26頁
- 27 矢嶋、前掲論文「芦田均の國際政治観（一）」、341頁
- 28 同上、340-341頁
- 29 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、25-27頁
- 30 矢嶋、前掲論文「芦田均の國際政治観（一）」、341頁
- 31 戸部良一『外務省革新派』中公新書、2010年、10-18頁

- 32 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945 第3巻』、184頁
 33 同上、216頁
 34 たとえば、1924年4月1日の記述では、「京都府六区での立候補を要請される。この提案には惹かれるものがあるが時期尚早であるため辞退した」^{〔ママ〕}とある（福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945 第2巻』、530頁）。

第2章 芦田均と満州事変

第1節 満州事変の勃発と極東ロカルノ構想

本節では、1931年の満州事変の勃発とその翌年に代議士となった芦田の動向を論じる。具体的には、1930年代の満州国をめぐる外交構想とソ連への対応である。

1920年代を通じて、中国ナショナリズムの台頭やソ連の軍事強国としての台頭が生じ、アジアにおけるワシントン体制は崩壊へと向かっていた。この間、日本国内において勢力を強めていったのは、陸軍であった。特に陸軍の中堅層及びこれより若い大佐・少佐グループらは、政党政治とワシントン体制の打破を掲げる勢力として次第に台頭し始めていた。

この頃の芦田は、前章でも触れたように、満州事変以前から、父鹿之助も所属した政友会の地盤から出馬の要請を受けており、あとは総選挙の機会を待つだけであった。1932年1月に解散確実との報が入り、10日に外務省を退官する。そして、20日に行われた第18回総選挙で、京都府第三区から定員3名中第2位で初当選する。

代議士として新たなキャリアをスタートさせた芦田であったが、その前年の1931年9月に柳条湖事件が勃発している。9月19日の『日記』において、当時の状況を芦田は、「満洲で日支軍の隊の衝突があり、日本軍は奉天を占領したとの報道が新聞に出た。これは明白に陸海軍のやつた計画的の仕事に相違ない。困った事件を起こしたものだ」と述べ、これを陸軍の策動と見破り、先行きを不安視している。¹芦田自身、英米協調を重視する立場であったので、列強諸国から不審の目で見られるような行動には批判的なはずであった。そして、彼は、事変が国際連盟の枠組みで解決されるべきとの立場をとり、連盟の介入を排除して日中直接交渉にこだわる外務省の方針を批判した。

しかし、1932年9月に斎藤内閣の方針により満州国が正式承認されると、芦田の議論は後退し、満州国承認へと傾いていく。²加えて、満州国建国という

既成事実化が進んだ後も、英米の日本観は、それほど批判的なものへと傾斜してはいかないだろうと主張していた。たとえば、彼は、『最近の外交問題に就て』で次のように述べる。

イギリスでもアメリカでも、インテリゲンチア階級の大多数は満洲問題を蒸し返して、日本の現に占めて居る地位をひっくり返さうといふ考を持つて居る者はないと私は判断して居ります。(中略) 日本が満洲国の獨立を授けて、これを指導して行くといふ方針をひっくり返さうといふ考へを持つて居る人々は外國にも極めて少數である³

彼は、満洲においての関東軍の勢力拡張が、必ずしも英米との関係悪化を招くものではないと考えた。そのうえで、芦田の考える満洲事変の善後策は、宥和政策の実践であった。これ以上の勢力拡大を抑えることで、イギリス、アメリカ、ソ連といった周辺大国の警戒心を解き、三国を中心とする対日包囲網の形成を阻止することを事変後外交の基本と考えたのである。⁴

加えて、芦田は、列強が満洲国の承認へと至るための改善策として極東ロカルノ構想を提唱した。もともと、ロカルノ条約は、1925年に調印されたヨーロッパ西部の地域的集団安全保障体制である。いくつかの諸条約が結ばれたなかで、ここで特に重要だったのは、英・独・仏・伊・ベルギー間のラインラントの現状維持に関する相互保障条約であった。

芦田は、この新外交の賜物でもある地域的な集団安全保障構想を極東の舞台で援用することで、満洲権益の正当性を発信しようとしたのである。1932年に彼が『外交時報』に著した「極東ロカルノの提唱」において、「極東ロカルノと稱するものは日、満、露、支の四箇国の間に相當長期に互る不侵略条約を結び、これによつて極東の平和と安定とを期せんとするもの」と定義した。⁵

しかし、この間、力づくで満洲の現状を変更しようとする関東軍の行動は、国際連盟が目指す平和や特に不戦条約などから逸脱するものとして考えられるようになっていた。そして、事変勃発当初は、地域的紛争ととらえられていた満洲問題がしだいに長期化の様相を呈し始めたため、中国は満洲事変を国際連盟に提訴した。そして、連盟は、解決策として紛争地域へのリットン調査団の派遣を決定する。

日本としては、リットン調査団の報告書および勧告案の内容いかんによっては、連盟脱退も辞さない方向へと傾いていく。このような流れに対して芦田は、前出論考で次のように論じる。

體面論者は此機會に國際聯盟を脱退せよと主張するでもあらう。然し脱退して見たとこ

ろで觀告の効力に影響するでもなく、又我國の外交上の立場が改善せられる譯けでもない。脱退といふ事實に依つて得る處は何物も無いのであるから、私は、かゝる場合に聯盟脱退を敢行する必要はないものと信ずる⁶

報告書や勸告案を受けても、毅然とした態度で連盟にとどまるべきだと主張し、「單に觀告を承諾し得ないことを表示して靜觀すれば足るのであつて、觀告に應じないことは何等聯盟規約違反とはならない」との持論を展開した。⁷

しかし、芦田の議論も虚しく、1933年2月、連盟日本代表団は、連盟規約約第15条第4項に基づく報告書の採択を受けて連盟臨時總會の議場から退場し、その後に正式に連盟脱退の通告がなされた。外務省本省を取り仕切った重光らアジア派にとっては、國際連盟を中心とする多国間協調の枠組みは欧米の現状維持政策でしかなく、打破すべき旧秩序であつた。一方で、政治家として言論活動の場を広げていた芦田にとっては、國際連盟を中心とする多国間協調の枠組みこそ、満州事變以後も依然として守るべき普遍的國際秩序であつた。⁸

芦田の極東ロカルノ構想は、このような満州問題と連盟脱退をめぐる一連の動向のなかで提唱されたものであつた。ここで、重要なのはいかに満州国を列強に対し、既成事実として承認させるかであり、それは國際秩序からの逸脱ではなく、地域主義の論理に基づき國際連盟と東アジア國際秩序とを関連づけるというものであつた。そのうえで、彼は、「滿洲の獨立によつて日本は支那に對する領土的野心の無いことを明白に世界に示した」とし、「我國の支那本部に對する利害は政治的安定といふ問題を外にしては一に經濟的利害によつて左右せられる」と述べ、これ以上の領土的擴張を否定した。⁹

加えて、同構想においては、芦田の対ソ協調論に関する連続性も見いだすことができる。満州權益については、ソ連も大いに関心の対象だったわけであるが、芦田は、対ソ協調を唱えた外交官時代と同様に敵性国家ソ連の脅威というものを、極東ロカルノ構想の枠内にとどめるものとして、具体的に明示したのである。しかし、対ソ協調論は、その後の外務省の主流を形成するようになる重光葵次官をはじめとするいわゆるアジア派たちが、日本におけるアジア・モンロー主義を志向したためしだいに衰えていく。ただ、芦田は、日ソ間の緊張が高まる中でも、両国が開戦にまで至ることはないと考えていた。彼は、1936年に著した『新興日本の将来』において次のように論じる。

日本の責任ある地位に居る何人がシベリア進撃を夢想して居るであらうか。(中略) 日本の國力は滿洲建設の爲だけでも相當に力を費つてゐるところへ、更に北支の經濟開發にも力を傾けなければならない。この日本がどうしてシベリアへ進出する餘力があらうか。

又ソヴィエトにしても今更満洲を奪還して日本と抗争することが何の利益を齎すであらうか¹⁰

このように、1930年代の満州問題と日ソ間の関係悪化を受けても、芦田は、その解決策を日本の軍事的増強に頼るのではなく、新外交からの延長線上に位置付けられる地域的集団安全保障に日本の活路を見出そうとした。その上で、芦田が目下の脅威と考えたのは、陸軍統制派をはじめとする日本の軍国主義の台頭や、ナチス・ドイツなどのファシズムの影響力であったといえよう。

特に日本の連盟脱退に関する政府の立場を批判し、その先行きを案じた。1933年2月13日の『日記』においては、「日本にも革命の機運が漂ふように見える。凡てが1917年初頭のロシアに似てゐる」と述べ、日本国内に蔓延しはじめたファシズムの脅威をロシアにおける革命時と重ね合わせていた。¹¹加えて、2月17日には、「聯盟対策の為、今日の閣議ハ重大視せられてゐる。結局、陸軍に引摺られるのであらう。此先はどうなる？ そう考え初めると全く暗い気持ちになる外はない」と述べ、軍国主義の台頭にも警戒感を示した。¹²

彼は、ナチスなどのファシズム勢力とソ連における共産主義勢力の両者を、自由主義とは相容れない共通の脅威であると考えていたようである。そのため、彼の敵対意識は、ファシズムが打倒された戦後においては、共産主義に移行したとも考えられる。したがって、戦前・戦後を通して芦田の一貫した認識は、全体主義的な政治体制に対する抵抗であり、それは時にはファシズムに対して、そして時には共産主義に対して発揮されたのである。

第2節 政民連携運動に関する議論

本節では、満州事変後の政友会・民政党の政民連携運動と国民外交の議論を取り上げる。ここで問題になるのは、当時の日本外交が軍部の手により握られ、政党政治の存在意義が問われる状況下にあった点である。この中で芦田は、政党政治家として、外交を国民の手に取り戻すという国民外交論を形成した。そこで、1930年代前半から高まりを見せはじめたこの政民連携の構想から、30年代後半の国民外交論に至るまでの芦田の主張を論じる。

まず、政民連携運動は、第二次若槻民政党内閣の協力内閣構想に端を発するものである。満州事変後から政治への介入を強める陸軍の動きに対して、これを政党政治への挑戦と受け止めた同内閣は、政友会と民政党の連立内閣によって対抗しようとする。当初、芦田は、若槻内閣での協力内閣構想について、難色を示していた。政治家となる以前の1931年10月14日の『日記』では、同構

想について「日本でハNational cabinetを作るといふ策動もあると新聞にある。とても出来ない仕事だらう。政党政治ハ外交の力を弱くする」と述べ、政党の指導力自体に懐疑的だったようである。¹³

しかし、1932年2月に満州国建国を経た段階から、犬養毅内閣の下で、軍部を統制しつつ外交を展開する強力な国内的基盤が求められるようになる。その役割を担うのが政党であるとされ、挙国一致内閣に向けた政民連携運動が起こる。最初は、民政党的の方から持ち出され、1933年10月に民政党少壮代議士会は、「政党の更生、憲政擁護」を共通目標とする政党の連合・提携を議論している。前年に政党政治家となった芦田も、しだいに高まる軍部の動きに警戒感を示し、同運動に同調するようになった。そして、民政党から持ち出された連合・提携の提案に応えるために、芦田は、自身をはじめとする政友会の少壮議員で組織された無名会の有志を通じて、懇談に応じた。¹⁴

一連の政民連携運動は斎藤実内閣に影響を及ぼすが、1934年7月の岡田啓介内閣の成立を機に一旦後退した。岡田内閣は、民政党・新官僚・陸軍統制派を基盤とした官僚的色彩の濃い内閣として形成されたため、衆議院で過半数を占めながら政権が回ってこなかった政友会は野党的な立場を強めることになる。これを機に、政友会内では、政民提携論と単独内閣論に分裂する。芦田は、1934年12月13日の『日記』においてこの当時の状況を「政友会はごたごたを初めた。これも予定の筋書であるだろう。吾々は此種の離合集散に巻込まれる必要はない」と述べた。¹⁵

その中で、芦田は、早期の政友会による政党政治の復活にはこだわらないという立場をとるようになる。そして、当面の間は挙国一致内閣を支持し、政党政治復活の準備工作として政民連携運動を位置付けた。

芦田が、このような挙国一致内閣支持の政民連携路線へと舵を切る要因となったのは広田外交との関わりにあると考えられる。1933年9月から外相の地位にあった広田弘毅は、中国との「善隣互助」に加えて、「万邦協和」を外交方針として、連盟脱退以後の外交的孤立からの脱却を模索していた。芦田は、この広田外相の登場を歓迎し、「モスコーに駐節してロシアの事情に最も精通する一人」として対ソ関係の改善を期待したのである。¹⁶そうした中で、芦田は、広田外交の途絶をもたらず倒閣運動に慎重な姿勢をとり、野党的路線を鮮明にさせようとする他の政友会派閥とは一線を画すようになる。そして、芦田は、政友会内における挙国一致内閣支持の政民連携運動へと接近し、岡田内閣の政治的基盤を強化することによって、広田外交の安定性を高めようと考えたのである。¹⁷

加えて、芦田は、1935年1月の第67帝国議会での衆議院本会議において広田

外相に質疑を行っている。芦田は、広田のいわゆる「和協外交」を「萬邦協和ノ精神ニ付テハ我々モ之ニ支持ヲ與フル」とし、「現内閣が聲明セラレタル外交方針、或ハ外交理論ニハ同感ノ意ヲ表スル」と評価しながらも、「外交ノ実績ニ付テハ常ニ嚴正ナル批判ヲ加ヘテ我が國策ノ遂行ニ誤リナカラシメルコトガ、立法府當然ノ職責デアル」と述べ、野党政友会の存在意義を確認するとともに、議会政治の重要性を示した。¹⁸

さらに、日ソ関係においての問題も次のように述べている。

現在日「ソ」兩國の間ニ最も大ナル不安ノ種トナッテ居ルモノハ何デアルカ、ソレハアノ滿洲國境ニ沿ウテ配備サレテ居ル、絶大ナル「ソヴィエト」極東守備軍ノ兵力デアリマス（中略）極東ニ於ケル「ソヴィエト」ノ大ナル陸上兵力ハ、要スルニ無用ノ長物デアルト云フコトヲ覺ルベキ筈デアリマス¹⁹

芦田は、日ソ関係の改善を期待しながらも、満州国と国境で接するソ連の陸上兵力の脅威にこの当時から警戒感を示していることがわかる。彼は、その脅威に対応するために、「滿洲國ノ國境ニ沿ウテ中立地帯ヲ設ケル」案や、『「ソヴィエト」ト滿洲國、日本トノ間ニ不侵略條約ヲ結ブ」案を同質疑において提起している。また、質疑の最後では、「今日ノ險惡ナル此國際情勢ノ中ニ立ッテ、之ヲ有利ニ轉換スルト云フ具體的ノ政策ガナクテ、ドウシテ重大ナル時局ヲ擔當シ得ル能力ガアルト言ヘマスカ」と述べ内閣の方針を質した。²⁰

広田も芦田の質疑に答えるかたちで、満州とロシアの境界線上に平和的枠組みを設ける点を重要視し、これからの日本をとりまく国際情勢について次のように述べた。

決シテ私ハ日本人ノ前途ヲ樂觀ハ致サナイノデアリマス（中略）各國共非常ナ巨大ナル費用ヲ使ッテ軍備ノ拡張ヲ努メテ居ル今日ノ現状ニオキマシテハ、平和ノ方針ヲ以テ参リマスト致シマシテモ、矢張根本ニ於テ軍備ノ充實ト云フコトハヤッテ置クベキモノデアルト、私ハ確信致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ（中略）私ノ在任中ニ戦争ハ斷ジテナイト云フコトヲ確信致シテ居リマス²¹

芦田は、広田外交を支持しながらも、国際情勢における政府の具体的な方針を追及した。その結果、広田外相から、「私ノ在任中ニ戦争ハ斷ジテナイ」との言質を引き出した。この芦田の質疑は、政友会や世論などから一定の評価を得たようである。1935年1月25日の『日記』では、「政友会は一生懸命声援してくれた。そうして、政友会も君のヒットでやつと名声を取返した。」と云つ

てくれた」とあり、翌日の『日記』には、「朝起きて新聞を見ると廣田外相の答弁と共に大書してゐる。確に昨日はヒットを打つたらしい」と述べ、自身の質疑に手応えをつかんだ様子がうかがえる。²²

以上のように、芦田は、政民連携運動において野党的立場に置かれた政友会で、広田外交と挙国一致内閣を支持する立場であった。そのうえで、政党政治を目指す同構想のあり方を模索し、議会政治家としての地位を確立したのであった。

しかし、陸軍の華北分離工作が本格化しはじめ、広田が、排日運動の停止、満州国承認、共同防共の広田三原則を新たな対中政策として策定すると芦田の内閣への評価は一変する。陸軍に同調するかのような方針転換を行なった広田外交に強い疑念を持つようになったのである。さらに、2・26事件後に首相となった広田に代わり、外相に就任した有田八郎が、防共の名の下に対独接近を強め、日独防共協定が締結されると芦田の疑念は、批判へと変わっていく。芦田にとって、日本をファシズムの脅威に陥らせるような対独接近および防共外交は、なんとしても阻止せねばならない課題であった。

そうした中で、彼は、防共外交の転換のためには倒閣も辞さない態度を明らかにするようになり、政民連携運動によってその実現を模索するようになる。特に、政友会では、2・26事件の直前に行われていた1936年2月の総選挙における大敗によって単独内閣論が実現性を失った結果、政民連携による政党内閣復活を目指す動きが鳩山一郎らを中心に活発化していた。芦田もこの動きに参加し、政民連携による広田内閣の倒閣を目指した。²³

しかし、政民連携運動は、結果として広田内閣が政党と軍部の対立の末に辞職し、「防共」外交からの転換を主とする同運動の展開が困難になったことなどにより、失敗に終わる。この後、1937年7月に盧溝橋事件が発生し、日中の全面戦争へと突入する。日中戦争以後、これまでの二大政党を前提とした政民連携運動に代わって、国民動員のための一国一党体制を目指す近衛新党運動が一気に表面化するようになった。²⁴

そして、盧溝橋事件を受けて芦田の主張は、政党間の合従連衡よりも、外交を国民や議会の手に取り戻す国民外交論へと移っていく。芦田は、これ以前より、国民外交を「民衆の自覺と國民生活の欲求とを基礎として立つもの」とし、「輿論と議會が外交に關する智識を有し、外交政策に對する嚴正なる批判を有する様にしなければならない」と考えていた。²⁵外交における軍部の力が強まり、政党は国民を動員するためのひとつの手段へと成り下がる中で、芦田は、しだいに蔓延するファシズムに対抗するため、あくまで議会においてのイデオロギー対立の調整を行うことが、議会政治の役割であり、民主主義を存続させ

るための重要な点であると考えたのである。

戦前の芦田を振り返るならば、「極東ロカルノ」構想に見られるような多国間協調の枠組において、主に仮想敵国ソ連の脅威を封じ込め、共産主義の脅威というものに対抗していたといえよう。ただ、この当時、より急迫した脅威であったのは、国内外のファシズムの脅威であり、彼の反共的主張は、表面化していなかった。あくまで、ファシズムを第一の敵対勢力ととらえ、ソ連の共産主義とは、衝突を回避する段階にとどまっていたといえよう。

-
- 1 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945 第3巻』、481頁
 - 2 矢嶋、前掲論文「芦田均の国際政治観（二・完）」、599頁
 - 3 芦田均『最近の外交問題に就て』全国経済調査機関連合会彙報別冊第68号、1934年、9頁
 - 4 三戸、前掲論文「芦田均の外交安全保障論」、9頁
 - 5 芦田均「極東ロカルノの提唱」『外交時報』1932年11月号（第64巻）、30頁
 - 6 同上、29頁
 - 7 同上、29-30頁
 - 8 矢嶋、前掲論文「芦田均の国際政治観（二・完）」、608頁
 - 9 同上、31頁
 - 10 芦田均『新興日本の将来』日本青年館、1936年、215-216頁
 - 11 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945 第3巻』、582頁
 - 12 同上、583頁
 - 13 同上、487頁
 - 14 井上寿一「政党政治の再編と外交の修復－1930年代の国内政治と外交」井上編、前掲『日本の外交 第1巻』、196-197頁
 - 15 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945 第3巻』、667頁
 - 16 矢嶋、前掲論文「芦田均と政民連携運動」、63頁
 - 17 同上、62-65頁
 - 18 帝国議会会議録検索システム
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/067/0060/main.html>
 第67回帝国議会衆議院議事速記録第6号「官報 號外昭和10年1月26日」、98頁
 - 19 同上、100頁
 - 20 同上、100頁
 - 21 同上、104頁

- 22 福永・下河辺編、前掲『芦田均日記1905－1945第3巻』、679頁
- 23 矢嶋、前掲論文「芦田均と政民連携運動」、66-68頁
- 24 同上、69頁
- 25 芦田均『列強の政戦』大阪毎日新聞社、1924年、31-33頁

第3章 戦後安全保障における自衛権の概念

第1節 帝国憲法改正と「芦田修正」

本節では、芦田が帝国憲法改正案委員会において、日本国憲法の制憲作業に関与した時代を中心に論じる。具体的には、第9条のいわゆる「芦田修正」に関する議論から、彼がいかなる自衛権概念を有していたのかを考える。

その際に、まずは制憲作業の大枠を振り返る。日本政府は、1945年8月15日にポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。そして、9月2日には降伏文書の調印が行われ、アメリカによる占領が開始された。アメリカ政府は、具体的な占領政策として「初期対日方針」を公表し、日本国内においては、連合国最高司令部総司令官（GHQ/SCAP）が設置された。

GHQにおいては、ダグラス・マッカーサー連合国最高司令官の下で多くの非軍事化・民主化政策が実施された。その中でも特に、10月11日のマッカーサーと幣原首相の会談では、憲法の自由主義化が確認された。これより、政府内外を問わず様々な憲法案が思案され、閣内においては12月に松本烝治国務相を委員長とする憲法問題調査会が設置された。松本は、明治憲法の大枠を残した「松本四原則」に基づく委員会私案をまとめる。しかし、これが1946年2月1日に『毎日新聞』によってスクープされるとGHQ内民政局では、憲法改正について、天皇制存続・戦争放棄・封建制の廃止からなる三原則を盛り込んだGHQ草案の作成に取り掛かった。

その後、GHQ案が松本国務相、吉田外相ら日本側代表に手交され、日本側と民政局との共同作業を経て「憲法改正草案要綱」として日本政府案として発表された。続いて草案は、議会にかけられ帝国憲法改正案委員会とその下に置かれた小委員会において細部の付加・修正が図られた。同委員会委員長には、芦田が就任した。

そこで次に芦田修正に至るまでの経過を追いたい。GHQと日本政府間の憲法草案作成過程について『日記』においては、主に1946年2月19日頃から「憲法論議」と題して散見できる。たとえば、芦田は、幣原内閣の厚相として、

GHQ案を提示したアメリカ側に対して追加説明書を起案している。そのなかで、芦田は、松本案が起草された理由を次のように述べる。

松本案は極めて簡素であつて、且微温的であるけれども、その内容は略イギリス型の立憲政治を視つてゐる。これは保守派の無用の反対をさくめる為めである。而も実際の適用を見るときは旧憲法に比して革命的な変化といふべきである。日本には今尚ほ反動思想的底流あるを知るが故にかような形にしたものである。修正を要すべきものあらば具体的に御指示を希望す¹

芦田も内閣の一員として、松本案が必ずしも改革を嫌ったものではないと弁明した。しかし、GHQ案が手交されると、芦田自身も「政府は何等か早く手を打たねば」ならないと考えるようになっていく。²そして、政府とGHQは協議を重ねた上で、3月5日の閣議において、GHQ案が了承され、3月6日に発表されるに至ったのである。

次いで、新憲法は、議会における審議に移る。1946年5月に幣原内閣から第1次吉田内閣に代わるなかで、芦田は、帝国憲法改正案委員会の委員長に任命された。6月25日の『日記』では、「憲法審議の特別委員会には私が委員長に据ることになった。これは劃期的な仕事であるだけに私にとつては厚生大臣や国務大臣であるよりも張合のある仕事である」と意気込みを述べている。³

そして、6月29日に第1回の衆議院帝国憲法改正案委員会が開かれ、芦田は正式に委員長となった。委員長挨拶において、芦田は、帝国憲法改正について、次のように述べる。

今回政府より提出されました帝国憲法改正案は、我が国が新たに民主主義文化的国家として出発する基盤を築き上げるものでありますから、我が国の歴史に於て劃期的な文献であるのみならず、更に其の法案の中には、軍備を撤廃し、戦争を抛棄する大理想を織込んでありますから、之を世界史的の観点から眺めても、正に人類の国際生活に於ける新たな金字塔を築くものであると信じます⁴

芦田は、帝国憲法改正に非常に前向きな姿勢を示しており、さらに「軍備を撤廃し、戦争を抛棄する大理想」と述べ、後の日本国憲法第9条への期待をよせている。しかし、現実として、政府や外務省では、戦後の日本の安全保障を第9条との関連から、どのように形成すべきかが問題となる。

その中で、第1次吉田内閣においては、日本の将来の安全保障について、前年の1945年10月に誕生した国際連合による安全保障が期待されていた。この「国

連による安全保障」を得るには、その前提として将来国連に加盟することが必要と考えられた。この点について、委員会では、日本は憲法第9条によって戦争と一切の戦力を放棄した結果、将来国連に加盟する場合、国連憲章第43条との関係において加盟国としての義務を果たせず加盟を拒否されるのではないかと、との懸念が多くの議員から表明された。⁵

たとえば、無所属倶楽部の笠井重治委員は、「我が日本の独立国家が軍備なくして国際聯合の負担を負ふことが出来るや否や、又軍備がなかつた場合には、国際聯合と云ふものは日本がそれに入会することを拒否するのであろうかどうか」と質問した。⁶この問題について吉田首相は、直接の回答を避けている。

芦田は、この問題についてどのように考えていたのか。まず、憲法の改正については、「国際聯合憲章と密接な関係に立つて考慮せられなければならない」と述べつつ、国連への加盟については、「現在の世界情勢から見て、我が国が今直ちに国際聯合に参加し得るとは思へません」と考えていた。つまり、「日本がポツダム宣言の条項を完全に履行する能力と意思を持ち、且つ国際聯合憲章の理想と原則とに合致する平和的且つ民主的な責任政府が樹立される場合」に加盟が果たされるということであった。⁷

更に改正案第9条については、「我が国は自衛権をも抛棄する結果となるかどうか」も焦点となった。これに関して、芦田は、「自衛権は国際聯合憲章に於ても第五十一条に於て明白に之を認めて居ります」と述べ、仮に「憲法改正案第九条が成立しても、日本が国際聯盟に加入を認められる場合には、憲章第五十一条の制限の下に自衛権の行使は当然に認められる」と主張した。⁸

その後、7月23日に小委員会が設けられ、第9条における重点的な議論がなされる。小委員会第3回会議において、ほとんどすべての委員から発言されたのは、第9条に日本国民の戦争抛棄の積極的・自発的な決意を表明する字句を加えるべきであるという主張であった。そこで、第1項の冒頭にそれを加えるべく、各委員から様々な案が主張された。そして、第4回会議の冒頭において、芦田委員長から、ひとつの試案がまとまったとの発表があった。すなわち、第1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」との文言を加え、第2項に「前項の目的を達するため」との文言を挿入した試案を提示したのである。後の「芦田修正」と呼ばれるものは、ここに見て取れる。そして、小委員会では、「抛棄」を「放棄」と改めることなどが決まり、第7回会議において第9条の修正案は確定された。

次に、このような一連の第9条成立過程から見える問題としては、「芦田修正」がどのような意図で行われたのかである。すなわち、戦争放棄を規定しながらも修正の意図が、自衛権の保持を可能にするもの余地を残すものであったのか

どうかである。この問題を小委員会当時やその後の芦田の議論から考える。

まず、小委員会当時の自衛権に関する立場を考える。芦田は、本委員会の段階においても述べていた通り、憲法改正が国連と密接に関わり定められるべきこと、その上で自衛権は、国連憲章で認められているとの主張から、彼が、第9条においても自衛権の存在を認めてしかるべきであると考えていたと汲み取ることができるかもしれない。しかし、小委員会では、この修正が日本国民が敗戦と占領の結果、受動的にではなく、自主的・主体的に、かつ平和への積極的志向の下で、戦争放棄と戦力不保持を決意を明らかにするものであると述べるにとどまり、修正の意図が「自衛の戦争」および「自衛のための戦力」の保持を可能とする余地を残すためであったとする直接の記録はない。⁹

そこで、芦田の修正の意図を考える上では、議会における審議よりも、その前後に彼自身が述べた様々な言動が参考になろう。まず、委員会が開かれる以前の2月22日の『日記』において、彼は次のように述べる。

戦争^{〔ママ〕}廃棄といひ、国際紛争は武力に依らずして、仲裁と調停とにより解決せらるべしと言ふ思想は既にKellog Pact とCovenant とに於て吾政府が受諾した政策であり、決して耳新しいものではない。敵側は日本が此の条約を破つたことが今回の戦争原因であつたと言つてゐる。¹⁰

ここでは、第9条の戦争放棄の根拠が、不戦条約および国際連盟規約から読み取れるものであると考え、戦後になってはじめて述べられたわけではないとの主張を展開している。

加えて、芦田が、憲法議会の終了後に日本国憲法公布の日に合わせて公刊した『新憲法解釈』では、憲法第9条について次のように述べる。

第九条の規定が戦争と武力行使と武力による威嚇を放棄したことは、国際紛争の解決の手段たる場合であって、これを実際の場合に適用すれば、侵略戦争ということになる。従つて自衛のための戦争と武力行使はこの条項に依つて放棄されたのではない。又侵略に対して制裁を加える場合の戦争もこの条文の適用以外である。これ等の場合には戦争そのものが国際法の上から適法と認められているであって、一九二八年の不戦条約や国際連合憲章においても明白にこのことを規定しているのである。¹¹

ここでも、第9条の根拠は、戦前の不戦条約にまでさかのぼることができる主張し、『日記』の記述よりも、さらに踏み込んだかたちで、自衛のための戦争が国際法の上で適法であるとの議論を展開している。これは、彼が戦前か

ら維持する新外交の理念に基づき、第9条の下にあっても、自衛権の行使や保持は国家に認められた固有の権利であるとの考えから主張されたものであったといえよう。つまり、芦田は、日本が敗戦国として連合国特にアメリカから、戦争放棄や武装解除を強いられながらも、国家の「生存権」として、位置づけられる自衛権はなんとしても死守しようと考えていたのである。

事実、芦田は1945年の大晦日の『日記』において、激動の年を総括するとともに、次のように述べる。

聯合軍司令部の日本政府に対する指令は日を追ふて細目に亘る。そして時にはつくづくいやになる。敗惨国のみじめさが身にしみる。

然し、結局はアメリカの好意を繋いで一日も早く講和条約を結んで、早く駐屯軍を引揚げて貰ふことが吾々の独立完成に先決条件たるべき問題である。凡ての政策はこれを根本として出発しなければならぬ。日本を理解せしめ、日本をすきな国にさせるために有^{ママ}謂努力を尽さなければならぬ。¹²

芦田は、占領という状況に内心は辟易としながらも、表向きにはアメリカの好意を取り付け、講和へと至ることが日本の早期独立のために必要なことであると考えていた。その上で、彼は、講和後に日本が主権国家として、国際社会の存在意義を示すために努力しなければならないとし、その存在意義の拠り所として考えたのが国家の自衛権であったのではなかろうか。

加えて、芦田にとって、自衛権の概念は、戦前の不戦条約や国際連盟規約の原則から連なるものであり、元来国家に備わっている自明の権利であると考えていた。それゆえに、本来の目的として戦争放棄の積極的・自発的表明に過ぎなかった「芦田修正」が、後年になって、修正が自衛権を認める余地を残したものだのではないかと解釈されるに至っても、芦田自身にとっては、国際社会が認める当然の権利として、自衛権を位置づけていたために全く抵抗はなかったのである。したがって、芦田の自衛権に対する考えは、国際連盟規約や不戦条約など戦前の理念の延長線上に位置付けられるものであり、彼自身の中で一貫した概念であったともいえよう。

第2節 「芦田書簡」と対米認識

本節では、主に「芦田書簡」の意義について論じる。具体的には、片山内閣の外相として、芦田がどのように戦後日本の安全保障を考えていたのかについてである。

連合国及びアメリカからの独立回復後、日本が如何にして自らの安全保障を図るのかという問題は、すでに憲法制定議会においても議論されていた。当初、吉田首相は、日本の将来について、1945年10月に誕生した国際連合に委ねる案を想定していた。しかし、国連による安全保障を日本が得るためには、その前提として将来の国連への加盟が必要と考えられた。¹³

ただ、吉田首相は、この問題について「総ては講和条約が出来た後のこと」と述べ、直接の回答を避けている。さらに、1948年以降の第2次吉田内閣の頃になると、国連による安全保障があくまでも理想の域を出るものではなく、現実としてはアメリカによる安全保障を期待していたとされる。

一方、1947年になると、ワシントンは、早期対日講和への動きを示す。3月にトルーマン・ドクトリンが発せられ、6月にソ連がマーシャル・プランへの不参加を表明し、ヨーロッパの東西分断が確定した。これにより、米ソの冷戦構造が形成された。

以上の点を踏まえた上で、次にこの当時の芦田の動向を振り返る。芦田は、1946年4月の戦後初の第22回衆議院選挙以来、自由党に所属し近代的な保守政党の形成を目指した。しかし、戦時中に旧同交会で共に歩んだ鳩山一郎自由党総裁が、前近代的な手法で党を後退させていることや、鳩山の公職追放後に、吉田首相が総裁になるとその政権で官僚を多く登用したことを民主主義にもとるものと批判し、党内で対立を深めていく。¹⁴

そうした芦田にとって、自由党は居続けることのできる場ではなくなり、むしろ、自由党の一部議員や保守的路線から中道路線を取り始めた進歩党などと改革路線を志向するようになる。そして、1947年3月に自由党を脱党し、民主党を設立し、自らが総裁に就任する。その後、4月の第23回衆議院選挙では、社会党が第1党となり、6月に社会党・民主党・国民協同党の連立により、片山内閣が誕生し、芦田は外相に就任する。

そこで、次に「書簡」交付までの日米間の折衝を論じる。日本政府の対日講和準備作業は、3月のマッカーサーによる早期対日講和提案および7月のワシントンからの対日講和条約予備会談開催の提唱により具現化される。芦田は、予想される講和会議の開催に向け、日本側に有利な環境をつくるべく、アメリカをはじめとする連合国に対し講和問題に関する日本の見解を積極的に伝達しようと試みた。¹⁵芦田は、ここで2種類の重要な文書を作成している。

そのひとつは、7月に芦田が、國務省から派遣されたジョージ・アチソン大使とホイットニー GHQ民政局長に手交した「芦田意見書」である。芦田は、アメリカとの交渉に入る前に、6月28日に幣原を訪ねて相談をしている。そこで芦田は、「講和会議に関する問題は次第に準備期に入つてゐる」とし、「アメ

リカ側にアプローチするにはどうすればよいか、それが問題になる」と尋ねた。その上で、「この点を Atcheson に内々相談してみようかと思ふ」と述べたのに対し、幣原は、「誰と内談を始めるかの点は MacArthur に直接にぶつつかつて、人をきめて貰えばよいと思ふ」と述べている。¹⁶

結果として、芦田は、早期国連加盟を盛り込んだ「芦田意見書」を直接にマッカーサーに示すのではなく、あくまで「相談相手」として、アチソンとホイットニーに「意見書」を手交している。「意見書」は、講和条約に関する一般意見書と特殊事項に関する意見書をまとめたものとして渡された。その特徴としては、講和条約作成の手続きや国際連合への加入、領土問題、賠償など8項目からなるものであった。¹⁷しかし、「意見書」は、アチソンいわく「現在の国際情勢に於てかゝる文書が日本政府より出たことが国務省に知られることは日本のために不利益」なものであり、取り次ぐことはできないとの回答であった。¹⁸つまり、このような要求が国務省を通じ、日本に対し懲罰的な姿勢の国々に知られれば、逆に不利益を招く恐れがある点を危惧したのである。

そして、2つ目は、いわゆる「芦田書簡」である。9月に、芦田の元に鈴木九萬横浜終戦連絡事務局長を通じて、在日米国第8軍司令官アイケルバーガー中將から、アメリカに一時帰国する際に講和条約後の日本防衛について意見を聞きたいとの話があった。芦田は、自らの考えを提示するために、上記「意見書」の写しをアチソンとホイットニーに渡し、加えて少数の幹部間で協議した「書簡」を作成し、鈴木局長に手渡した。これは、それぞれアイケルバーガーに交付された。「書簡」の内容としては、平和回復後に米国その他の軍隊が日本に駐屯する場合として2つの状況を想定する。すなわち、「一、米ソ関係良好となり世界平和に関し何等不安なき場合」と「二、不幸にして米ソ関係改善せられずして世界的に不安の生ずると仮定した場合」である。¹⁹

この「意見書」から「書簡」へ至る一連の経過が、「芦田書簡」を構成するものとして考えられる。特に、芦田がアイケルバーガーに宛てた「書簡」は、講和後の日本の安全保障をアメリカとの二国間関係から考えた点で重要なものである。ここで芦田は、「書簡」の「米ソ関係」が改善されなかった場合の安全保障として「米国と日本との間に特別の協定を結び日本の防備を米国の手に委ねる」ことを提案している。²⁰これは、講和後の日本の安全保障をアメリカに委ねるという点で、後の日米安全保障条約の端緒とみることもできるかもしれない。

そして、戦後の「意見書」の段階において、国際連合を中心とした安全保障を考えていた芦田が、「書簡」においてそれをアメリカに委ねようと考えた理由としては、いくつかの要因があろう。

まず、第1に昭和天皇の意向である。この意向に関しては、芦田が天皇からの呼びかけに応じるかたちの内奏で示されている。7月22日の『日記』には、その模様が記されている。

陛下は先づ、米蘇関係は險悪であるといふが果してどうなるのかとの御尋ねである。「Mr. VaughnがGeneral MacArthurの説として申したことは米ソの開戦はpossibleではあるがprobableではない」といふ事等を言上した。

「日本としては結局アメリカと同調すべきでソ聯との協力は六ヶ敷いと考へるが」と申された。私は全然同見である旨を答へた²¹

天皇は、「書簡」が交付される前に、米ソの対立に関してアメリカに同調する旨を芦田に伝え、自らの意思を明らかにしている。また、1947年半ばから、外務省内では、対日理事会での米ソ対立や国際情勢における大国間協調が崩れたことにより、日本の安全保障を国連ではなく特定の一国に委ねる他ないのではないかとの認識が広まっていた。天皇の意思は、このような国際情勢の変化を受けてのものであったと考えられるだろう。

そして、9月24日の『日記』では、芦田が「書簡」の交付に関する一連の経過を天皇に伝えている。そこでは、主に講和条約準備と日本の将来の安全保障が題目になったとされ、「安全保障の問題については陛下は殊に力を込めてフンフンと御うなづきになつた」とされる。²²天皇が、特にアイケルバーガー宛「書簡」に関する安全保障問題に反応を示したということは「アメリカと同調すべき」との自らの意思がかなうとの期待によるものと考えられそうである。

また、天皇は、芦田の「書簡」交付に先んじて、マッカーサーと5月6日に会談を行い、安全保障に対する意向を示している。まず、天皇は、「日本が完全に軍備を撤廃する以上、その安全保障は国連に期待せねばなりませぬ」と切り出した上で、しかし「国連が極東委員会の如きものであることは困ると思います」と4大国が拒否権をもつワシントンの極東委員会を引き合いに出し、事実上は国連に期待できない旨を強調した。そして、マッカーサーに対し「日本の安全保障を図る為には、アングロサクソンの代表者である米国が其のイニシアチブを執ることを要するものでありまして、此の為元帥の御支援を期待して居ります」と、事実上アメリカの軍事力による日本の安全保障を求めた。²³したがって、芦田が安全保障をアメリカに委ねるとの意思をアイケルバーガー示した背景には、このような天皇の意向も少なからず影響していると考えられる。

そして、第2に対日占領政策の転換である。アメリカ国内では、すでに1947年初頭から対日占領政策の見直しの動きが始まっていたとされ、国務省内では、

マーシャル・プランの策定後、ジョージ・ケナンの政策企画室が対日占領政策の検討を始めた。当時ケナンの眼には、これまでのアメリカの対日占領政策が、共産主義の政治的圧迫に抵抗できないほど日本社会を弱いものとし、共産主義者の権力奪取への道を開くものと映った。そして、日本の非軍事化や民主化は、もはや講和の重要な条件ではないと断じ、経済復興こそが東アジアの安定回復に不可欠だと考えた。²⁴

芦田は、このようなワシントンの動きを読みとっていたと考えられる。つまり、彼は、早期講和を取りつけるためにはマッカーサーに接触するよりも、ケナン及び国務省の方針と歩調を合わせるのが望ましいと考えた。そのために、一時帰国するアイケルバーガーに「日本国民は米国によつて国の安全を保障されたいと希望しているものと思ふ」旨を託し、国務省からの反応を期待したのである。²⁵ただ、芦田やケナンは、米軍駐留に関してはあくまでも有事の際に限られるものと考え、それは日本の独立を毀損しない範囲にとどめられるものと考えていたといえるだろう。

芦田は、自衛権を国家に認められる自明の権利と考えていた。しかし、東西冷戦はもはや動かしがたい現実となる中で、自衛力をもたない独立後の日本が安全保障を確保するためには、アメリカの軍事力に頼る以外に方法がなかった。このような結論に芦田が至っていたとしても不思議ではないだろう。²⁶

以上のように、「芦田書簡」の交付は、昭和天皇の意向と対日占領政策の転換をめぐる文脈から論じることができる。つまり、芦田は、日本の自衛権を保持しつつ、現実の日本の安全保障を考えた上で、英米のアングロサクソン勢力との協調が望ましいとした。このことは、外交官時代より英米協調を志向する芦田にとっては、自然の成り行きでもあっただろう。

1 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、76-77頁

2 同上、78頁

3 同上、118頁

4 参議院事務局編『帝国憲法改正審議録：戦争放棄編』新日本法規出版、1952年、75頁（第1回1946年6月29日の条）

5 なお、国連憲章第43条1項には「すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要求に基き、且つ特別協定に従つて、国際の平和及び安全の維持のために必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させる」とある（阪口規純「戦後日本の安全保障構想と国連1945-1952」、大阪大学大学院国際公共政策研究科内『国際公共政策研究』1998年 第3巻1号、65頁）。

- 6 参議院事務局編、前掲、163頁（第13回1946年7月15日の条）
- 7 同上、128-129頁（第9回1946年7月9日の条）
- 8 同上、130-131頁（第9回1946年7月9日の条）
- 9 佐藤功「憲法第九条の成立過程における『芦田修正』について」『東海法学』1987年（第1号）、31頁
- 10 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、80頁
- 11 芦田均「新憲法解釈」、『制定の立場で省みる日本国憲法入門 第一集』書肆心水社、2013年、102頁
- 12 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第1巻』、56-57頁
- 13 阪口、前掲論文、65頁
- 14 さらに、1月29日の『日記』では、「今度の閣僚の顔ぶれを見てもまるで官僚内閣そのまゝの如きやり口」と批判した上で、「私は吉田のダメなることに愛想をつかした」と述べている（同上、146頁）。
- 15 阪口、前掲論文、71頁
- 16 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第2巻』、11頁
- 17 その他の項目は、平和条約の基礎、条約の自主的履行、国内の平安と秩序、裁判管轄権であった（芦田均－外務省「アチソンへの文書・アチソン大使に対する会議案」大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第1巻』三一書房、1991年、298-299頁）。
- 18 同上、299頁
- 19 芦田均「アイケルバーガー宛て書簡」、同上、305頁
- 20 ここでは、「日本の独立が脅威せらるるような場合（中略）米国側は日本政府と合議の上何時にても日本の国内に軍隊を進駐すると共にその軍事基地を使用できる」とある（同上、306頁）。
- 21 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第2巻』、13頁
- 22 同上、14頁
- 23 豊下楯彦『安保条約の成立』岩波新書、1996年、155-156頁
- 24 福永、前掲『日本占領史』、184-185頁
- 25 芦田、前掲「アイケルバーガー宛て書簡」、306頁
- 26 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』ミネルヴァ書房、2009年、152頁

第4章 反共産主義と再軍備論者としての登場

第1節 共産主義への脅威と再軍備論

本節では、朝鮮戦争後の芦田の反共産主義と再軍備論を論じる。主に朝鮮戦争を契機に日本国内外で高まりを見せ始めた共産主義勢力の脅威論についてである。

1948年に片山内閣が総辞職すると、GHQ民政局支持のもと3月に芦田に芦田内閣が成立する。しかし、芦田内閣は、政権基盤が脆かったことや6月に発覚した昭和電工事件の影響を受け、10月に総辞職に至った。¹この昭電事件により、政権が倒壊したことや、その後の1949年1月に行われた総選挙で民主党が大敗したことにより、芦田は政局の第一線から退くことになる。代わって第2次吉田内閣が成立し、GHQ内における対日講和政策の重点は民主改革から経済復興へと明確な転換をみせた。そして、1950年に6月に朝鮮戦争が勃発すると日米間では早期の講和と米軍駐留、日本の再軍備問題が喫緊の課題となる。

そのような中で、昭電事件を機に政権の座から退いた芦田にとって再軍備問題は、再度の政権奪取を期待させるものとなった。1949年1月の総選挙で大敗を喫した民主党は、野党的立場を志向する芦田ら主流派に対し、民自党との連携を主張する犬養健派が台頭し、党内分裂の様相を呈していた。その後、1950年2月に民自党は民主党の約3分の1である23名を加えて、3月に自由党を名乗ることになった。他方で、芦田ら残りの民主党勢力と国民協同党が合併し、4月に国民民主党が結成される。²

また、49年の総選挙では、民自党と共産党の台頭がみられた。民自党の吉田は、この選挙で池田勇人や佐藤栄作など大量の元官僚を立候補させ、当選させた。加えて、当選者264名のうち、121名が新人であった。³一方で共産党も、選挙前の4議席から35議席まで数を伸ばした。この両党の伸張は、日本国内における冷戦の深化や政治の両極化を反映するものであった。そのような中で、この時期から芦田自身も中道政治への限界を感じ始めていたようである。

彼は、『日記』において、総選挙での中道勢力の敗北と民自党および共産党の躍進したことを受け、「日本もいよいよ両極の政党が対峙する傾向になつて来たのかも知れぬ」として、「日本の政治としては一九二〇年代のWeimar派が敗れて後が共産党と右翼との対立となつたと同じく、中道派の萎縮である」と述べ、その現実を嘆いた。⁴

この両極化に際して、芦田が考える日本の立ち位置としては、やはり戦前か

ら連なる親米的な反共産主義路線であったように思われる。彼がそのような路線をとるに至ったのは、彼自身の意志によるものでもあるが、特にこの時期から親交を持つようになった右翼の勢力などによる影響も考えられるだろう。⁵そして、その意志は、1950年の朝鮮戦争勃発を契機により強固なものとなっていった。極東における国際政治の分断を受けて、芦田は、日本がもはや中道路線をとることが不可能であると考えようになっていく。

彼は、『文藝春秋』の50年7月号に寄稿した「永世中立不可能論」のなかで、「私は最近日本人の多数が海外情勢を見ることすこぶる甘かつたと思ふ」と述べ、戦争の勃発が、「日本國民を覺醒させるためには有力な刺戟であつた」と考えた。そのうえで、日本のとりうる路線として自らの主張を次のように論じる。

世界は二つに分れて居る。その世界が二つに分れて相争ふ時に、日本だけが果して超然としてそのいづれにも屬しないといふ態度を持つてゆけるかどうか。假にアメリカが日本から撤退すれば、日本に共産黨政府が出来ない限りは、コミンフォルムがあらゆる機會にあらゆる方法をもつて日本を手に入れようとすることは、誰が見ても疑ひのないことである。さういふ立場に居る日本が、なほ依然として永久中立の立場を守るとは、非常に困難である。⁶

前章の「芦田意見書」でも示されているように、芦田は、本来国連による安全保障を志向していた。しかし、そこに属する米ソ二大国の分裂を受けたいま、彼は日本の中立的立場が不可能なものと断じ、戦前以来からのアメリカ及びアングロサクソン勢力との協調を前面に主張するようになったのである。

他方で、芦田は6月の吉田首相との会談で、第三次世界大戦が間近であるとの認識から、講和のための超党派外交の必要性を力説した。しかし、吉田が、これに不熱心だったため、彼は吉田の方針を公に批判し、防衛のための世論の喚起をねらう方針に転換した。⁷

そして、12月7日の『日記』では、GHQ宛に以下のような「意見書」を届けたという旨が記されている。

朝鮮事件〔ママ〕を通じて共産主義国の侵略的意図は明瞭であり、日本も端的にその脅威にさらされている。こゝ数年にして第三次世界大戦の起る可能性は頗る強い世界各国がかゝる見透しの下に汲々として準備を進めてゐる際に日本のみが傍觀者の如き態度をとることは許されない。是非とも國民意思の統一を必要とする。それなくしてこの難局は乗り切れないと思ふ。

私が吉田總理に求めることは國民の輿論をこの方向に動員することである。政府が國民

に向つて日本が危機に立つこと、日本人は自らの手で国を守る心構えを必要とすることを説き、政府自らその運動の先頭に立つて旗をふることが急務である。⁸

ここで芦田は、日本における共産主義の危機的状況に対応するため、防衛問題に関する統一した世論の形成が必要であると強く説いている。その主張は、さながらナショナリスティックであり、これまでの中道路線からすれば、急進的なものと考えられるだろう。そして、この「意見書」が、12月28日付の『朝日新聞』にも掲載されたことで、芦田は、一躍注目を集め、マスコミの取材が殺到した。さらに、旧軍人や右翼、さらには中華民国政府要人が次々に接近してくるという結果を生んだのである。⁹そして、旧海軍の野村吉三郎や右翼の赤尾敏などが芦田に協力を申し出て、ともに再軍備に関する主張を共有した。

芦田の再軍備構想については、GHQへの「意見書」以後、1951年1月の国民民主党大会において表明された。しかし、この時点での再軍備論は、「日本民族の榮譽」といった右翼的レトリックを用いた抽象的な表現に止どまっている点が注目される。このことは、党内左派の抵抗の結果でもあろうが、当時は、まだ芦田を含めて国民民主党指導者に防衛政策の専門知識が欠けていたことの反映でもあろう。¹⁰

しかし、おそらくこれ以後、芦田は、旧軍人や右翼などと親交を深めるうえで、再軍備の具体像を固める。すなわち、規模としては、15個師団、兵員20万人、予算総額500億円、国家総予算額の12分の1であり、これは、日本侵攻を目指す極東ソ連軍の規模にはほぼ等しく、日中戦争以前のわが国の戦力規模に準じたものとされた。そのうえで、芦田は、「具体的案」を旧陸軍少将宮野正年に依頼し、作成させていたとされる。¹¹

加えて、芦田は、再軍備の主張があくまでも憲法に基づく自衛権の考えから導き出されると主張する。彼は、『ダイヤモンド』の51年2月号の「自衛武装論」において、自衛権と憲法第9条に関して、「憲法の規定は、日本國民が國際紛争解決の手段として戦争を放棄するというのであるから、日本が自衛権を放棄したものと解することはできない」と主張した。そして、自衛権が、「個人の自衛権たると、國家の自衛権たるとを問わず、當然天賦の權利である」との主張のもとで、第9条との整合性を主張した。¹²

そして、彼の再軍備論の特徴としては、それがナショナリズムの観点から導き出されたという点に加え、その背後には朝鮮戦争後の国際情勢に対する強い危機感つまり共産主義への脅威があったという点にある。たとえば、当時の政治リーダーであった吉田首相や石橋湛山などに比べ、芦田の危機意識は、高いものがあった。¹³そのため、芦田の認識は、再軍備に消極的な吉田よりも、吉

田に再軍備推進で圧力をかけるダレスの冷戦認識と軌を一にするものであったといえそうである。したがって、この観点から、芦田は、アメリカの冷戦認識を日本の国民世論に浸透させ、世論の統一に根ざした再軍備を進める役割を自ら担っていたと考えられる。¹⁴

また、国内の共産主義への脅威に関して、芦田が、専ら注目していたのは、共産党による議会外の実力行使であり、それらは彼の危機感の直接的な要因となっていたとされる。1951年には、共産党の武装闘争が宣言され、地下活動の兆候が見られていた。そのため、芦田は、武装闘争を指揮する共産党幹部が摘発されないことは、治安組織が弱体であることを意味し、それは約30有余年前のロシアにおける一連の革命の前夜の様子と同様であると考えていた。¹⁵

1952年に入ると芦田は、再軍備のための独自の国民運動組織として、「新軍備促進連盟」の結成に奔走することになる。2月に発起人の第一回会合を開く一方で、財界人に資金援助を要請するなど活動的に動き回った。しかし、彼の再軍備論は、一部右派などから熱狂的な支持を得るものの一般大衆からは、強い反発を受けるものであった。

そのため同月に国民民主党と追放解除を受けた旧民政党系政治家が合流して結成された新党の改進黨において、芦田は総裁候補から脱落し、代わって追放を解除された重光葵が6月に改進黨臨時大会で党首に選出されることになった。¹⁶その際、芦田は、『日記』において「重光君のエンゼツには迫力がないので物足りなかった。重光君が終ると大向は『芦田やれ、芦田やれ』と大いに怒鳴る。私だつて人気がない訳ではないらしい」と不満を述べている。¹⁷もともと、芦田と重光は、戦前に同期の外交官でありながらも、それぞれ英米派（連盟派）とアジア派として異なる路線を歩んできた。さらに、戦後も芦田が首相となったのに対し、重光は、A級戦犯及び公職追放という戦争責任を負わされる立場にあったため、同党にありながら相容れない関係であったのかも知れない。

加えて、芦田は、改進黨内において、三木武夫ら福祉国家を志向する左派とも対立した。芦田は、「左派と称する連中とは同一行動はできない」との感を深めていた。このような党内における対立は、中道路線の崩壊を意味するものであったのである。¹⁸そして、中道政治の崩壊とともに、保革それぞれにおいて、合同の動きが高まりを見せ始めるようになるのである。

以上のように、本節では、朝鮮戦争勃発を受けた、国内政治の動向及び芦田の反共産主義と再軍備論を論じた。この時期の彼の主張は、それまでの国際協調を唱えていた頃に比べると、より急進的でナショナリズム的であると考えられるかもしれない。しかし、再軍備論が自衛権に基づくものであると定義した点やアングロサクソン勢力との協調を維持すべきであると考えた点について

は、戦前以来の連続性が垣間見える。そのため、朝鮮戦争以来、単純に芦田が変節したと考えるのは早計かもしれない。

第2節 保守合同前後の芦田均

本節においては、朝鮮戦争後に反共産主義的な再軍備論者としての立場を確立しつつあった芦田が、保守勢力の合同を経て、どのような立ち位置にあったのかを論じる。具体的には、保守合同の経過における芦田の動向と合同後の各内閣における外交政策論争についてである。

1953年5月に発足した第5次吉田内閣は、その直前の4月の総選挙の末に少数政権へと追い込まれ、その権力基盤はいっそう脆弱なものとなっていた。この脆弱な基盤を取り繕うため、吉田自由党は、鳩山一郎ら分派自由党と改進黨に支援と提携の誘いをかけ始めた。改進黨については、9月に吉田・重光会談が行われ、両者は、防衛政策に関する基本合意として、米軍の漸次撤退に応じ長期防衛計画を策定し、直接侵略への防衛のために保安隊を自衛隊に改組するという事で合意した。¹⁹

芦田は両者による会談が行われたことについて、「Timesに吉田・重光会談によつて吉田氏が国内最大の支持を得たとの論説が出た。多少疑がある。」との感想を述べている。芦田は、吉田内閣が脆弱な基盤にもかかわらず、「国内最大の支持を得た」との評価におそらく反発を覚えただろう。²⁰

そうしたなかで、1954年1月ごろから造船疑獄が明るみとなり捜査の手が佐藤、池田ら自由党中枢に伸びていた。²¹そこで、緒方竹虎副総理は、3月に吉田と会談を持ち改進黨工作を協議している。芦田もこの頃から、保守合同への隠れた立役者としての役割を演じ始めたとされる。9月には、芦田は、緒方・吉田と会談を行っている。

なぜ、芦田は、この時期より自由党との合同の歩みを加速させたのか。それは、保守合同に際して、彼が吉田の退陣を図っていた点があげられる。事実、芦田は、吉田に対し、9月の会談で次のように述べたとされる。

きょう特に話したいと思つたのは、實は日本の政局の安定の問題だ。今年の春ごろと現在とを比べてみると、世間の吉田總理に對する風當りは、一段と激しい變化を生じている。(中略)そこで政府が現状のままで中央突破をする決心をされても、それは非常に困難だと思う。(中略)だから、ここは政局安定のために決心をされる時が來てるんじゃないか²²

この芦田の問いに対し、吉田は「私は決して政権に戀々としてゐるんじゃない。

一日も早く職を去りたいと、しばしば思うんだ」と答えている。²³この答えを受け、芦田は、吉田の退陣を確信したようである。

しかし、ここでの芦田の一番の目的は、吉田の退陣ということよりも、冷戦の厳しさを認識し、再軍備構想実現のために実効性のある国防政策を樹立することにあった。そのためには、政権基盤が脆弱な吉田政権を退陣させ、保守勢力結集による一大保守政党の実現を目指すことが必要だと考えたのである。

ただ、なおも保守大合同への道は、見えなかった。1954年11月には、反吉田の立場を明確にした鳩山や石橋などの分派自由党と改進黨によって日本民主党が結成された。彼らは、吉田がアメリカとの協調に傾きすぎており、独立国にふさわしい体制に日本の諸制度を作り替えていくべきだと考えていた。すなわち、対米協調路線から、対米協調の枠内における自主独立路線への転換を志向するものであり、その意味で対中国・アジア外交の活発化や憲法改正、日米安保の対等性の確保を主張したのである。²⁴

この間、芦田も改進黨から日本民主党の一員となっている。しかし、総務人事などで紛糾し、芦田には不満の残るものであった。結党に際しては、「これ位気の進まない結党式はない。正直に言つて寄木細工の党。互に相手を信用しない連中の寄せである。どうしても永続しないと思う」と述べている。²⁵

その後、12月に吉田内閣が総辞職し鳩山内閣が誕生する。芦田は、鳩山内閣が成立した後も、「政局安定のためには、何としても自由党との話し合いが必要である旨を主張」した。²⁶鳩山は、1955年1月に衆議院を解散した。日本民主党は、自主憲法制定や日ソ国交回復などを掲げ大勝したが、単独過半数には程遠く、あらためて保守合同の実現が目指された。加えて、合同を促進したのは、同年11月の社会党の統一であった。これを受け、合同の交渉は、日本民主党から三木武吉、岸信介、自由党から大野伴睦、石井光次郎らが集まり行われた。そして、同月、保守合同により衆院299名、参院118名からなる自由民主党が成立した。²⁷芦田は、自民党成立後に党の外交調査会長に就任している。

ここまで、保守合同に至る芦田の経過を論じてきたが、一方で彼の外交上の主張は、どのような推移をたどったのか。保守合同後、鳩山内閣の外交課題としては、55年6月から始まった日ソ国交回復問題があった。もともと日ソ交渉は、鳩山をはじめ反吉田勢力が吉田の「対米従属」外交からの転換を図るシンボルとして打ち出したものであった。それゆえに旧自由党系の政治家たちは、この交渉に終始批判的であった。つまり、保守合同自体が党内に強力な日ソ交渉批判派を抱えこんだことを意味した。²⁸

事実、芦田の率いる外交調査会は、岡崎勝男や周東英雄、木村篤太郎ら旧自由党系で反吉田派の親米外交論者を抱えていた。²⁹そのなかで、芦田は、日本

民主党出身でありながらも、日ソ交渉に慎重であった。これは、外交官時代以来彼の抱いていた対ソ警戒感が朝鮮戦争以来、急激に表出していたためである。

1956年8月の日ソ交渉において重光外相は、ソ連のシェピーロフ外相との会談で、領土問題がいわゆる四島返還から二島返還で妥結したとの旨を東京に伝えた。芦田は、8月9日の『日記』でこの動きについて述べている。

日ソ交渉は領土問題で壁に打当たった。これは予想通りである。重光君は旗を巻いて帰る外はないと思うが、果してどうするか。日本社会党も、領土を全部すて、満足とはいえない。私はそういう条約には反対である。時として除名されても反対する外あるまい。³⁰

鳩山内閣の積極的なソ連との交渉姿勢とは異なり、芦田は、あくまでも米ソ対立を軸とした国際的な冷戦認識を通して日ソ関係を見ていたといえよう。つまり、その立場からすれば講和条約後、自由主義諸国の一員となった日本が、ソ連と平和条約交渉を行うことは、彼にとって到底理解しがたいものであった。事実、アメリカが、日ソ交渉に対して終始否定的態度を取り続けている以上、芦田にとってこの日ソ交渉は問題外であったのである。さらに、これと前後して、芦田は、日ソ交渉の早期妥結に反対するとともに、北方領土の四島返還を要請する国民運動に乗り出すようになっていった。³¹

しかし結局、芦田の主張は、日ソ国交回復を阻止するまでには及ばなかった。1956年11月、彼は、日ソ共同宣言の本会議採決において、当初は反対票を投じることをほのめかしていたものの、欠席にとどめている。これは、芦田が、党内において分裂を回避するための調整に徹したことが大きかったためと考えられるだろう。以上のような一連の芦田の日ソ交渉反対運動は、党内にあっては吉田などの旧自由党系議員と近かった。しかし、吉田らが、鳩山への個人的感情を通して、日ソ交渉反対への立場を示したのに対し、芦田の反対姿勢は、共産主義およびソ連に対する脅威認識から導き出されたものであったといえよう。

このような芦田の対米協調と自主外交抑制の志向は、その後の石橋内閣を経た後の、岸内閣にかけても一貫していた。岸内閣の後には、1957年2月に石橋首相の病氣辞任を受け発足した。9月に外務省は、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持からなる「外交三原則」を掲げる。その中で、岸は、主に政権前期を通して、東南アジア歴訪を中心とした対アジア外交を積極的に行った。

具体的に、岸外交の主眼としては、第一にアメリカの東アジア戦略を補完する「反共経済圏」構築を推進することで、対米資金援助を勝ち取るという吉田

以来の「日米経済協力」の構造にあった。しかし、日本側の資金援助の要請に対し、アメリカがこれを拒否するという構図が続くと、岸は、東南アジア開発基金構想を介して、アメリカをはじめとするコロボ・プラン参加国から、資金援助を募るという方向性を示すようになったとされる。³²さらに、1958年7月には、レバノン内戦に対する米軍派兵に関して、日本は、レバノンに対する監視団を強化し米軍撤退を図るという独自の案を国連安保理に提出した。³³

結果として、東南アジア開発基金構想やレバノン内戦に関する国連中心主義的な主張は、どちらも実現には至らなかった。しかし、岸外交が、この両者を通して向米一辺倒によらない「対米自主」外交的な要素を示し出していたことも指摘できよう。

その点、芦田にとっては、岸の対アジア外交や国連中心主義が結果として、日本外交を中立主義的なものへと帰結させてしまうのではないかとの懸念があった。³⁴つまり、その中立主義的政策が、次第に対米距離の拡大を生み、日本が共產圏に組み込まれる危険性があるとの認識を示したのである。芦田自身もその認識を「悪くすると岸内閣はKerensky内閣になる」と述べ、ロシア革命時代の記憶から引用している。³⁵加えて、芦田は、藤山愛一郎外相との会談で次のように述べた。

英米仏諸国の政治家は現在の国際情勢を以て平和の維持確保に努力しつつも、戦争の危険は随処に伏在することを国民に告げ真剣に防衛の充実に努めているが我国政治家の考え方はこれと波長が合わない。

其上、Free countries と協力すると繰返し乍ら具体的に何をするのかというと、一向[に]しない。(中略)政府の間にどんな話合いがあるかは知らないが日米間の輿論は互に離れつつある現状である。³⁶

したがって、芦田は、行き過ぎた中立主義的外交に伴う、日米関係の冷却化を憂慮していたのである。その点においても、芦田が重視していたのは、自由主義諸国特にアメリカとの緊密な同盟関係であったと考えられる。

その後も芦田は、岸の外交姿勢に対する批判をやめなかった。12月に芦田が、マッカーサーの甥であるマッカーサー米駐日大使を訪ねた際には、「日本の外交については岸君訪米の時が絶頂で今は両国の輿論が離れて来ていると思う、それは日本政府の態度がアイマイな為で外交を内政に利用しようとするから間違う」と岸外交に対する批判を述べている。³⁷

そもそも、岸内閣においての「自由主義諸国との協調」と「アジアの一員」という理念自体が、それぞれ対米協調外交と対米自主外交の両側面を持ち合わ

せており、その中で、芦田としては、自由主義諸国として、日本の明確な立場を示さない岸内閣への苛立ちが募っていったのである。さらに、1958年5月の総選挙で自民党が絶対多数を手にしたことにより、岸内閣の政治基盤は、いちじるしく強まっていった。そのなかで岸は、警職法改定など一連の戦後改革見直しの動きを強めるとともに、懸案の安保改定への動きを早めていく。強権的な姿勢をみせ始めた岸の動きは、野党や国民世論、さらには党内反主流派の反発を醸成させた。

こうしたなか、芦田は、選挙後まもなく外交懇談会を組織するとともに、1958年9月には党内反主流派と外交問題研究会を結成する。³⁸しかし、外交問題研究会は、岸内閣の安保改定交渉への不支持では一致していたものの、外交政策の方向性についてはばらつきがあった。むしろ、同研究会は、外交政策以外の内政および党内の対立構造により結集した会合であった。³⁹

ただ、当時政権の中枢部からすでに退いていた芦田が、この岸外交の内実についてどの程度理解を有していたのかは不明である。そのため、岸外交への批判が、政策的なものよりも、岸の官僚的な政治信条という属人的なものに帰結せざるをえなかったということも指摘できよう。⁴⁰さらに、芦田自身が、1959年ごろから、自らの身体にも衰えを感じ始め、安保改定を見届けることなく、同年6月にその生涯を閉じてしまったため、岸外交への全体的な評価を解明することは困難なものとなってしまったといえる。

したがって、保守合同前後の芦田を振り返るならば、朝鮮戦争から継続した反共産主義や再軍備論を維持しつつも、その主張は党内や世論からは孤立したものであった。そして、この主張は、自由主義陣営の一員としての日本の立場から当然に導き出された結論であっただろう。しかし、彼の時に過激な危機認識や再軍備論は、世論や党内の主流派から冷ややかな目でみられていたということも十分考えられる。

その点で、彼の外交官時代から続く妥協を許さぬ姿勢が、結果としてその時々彼の自身を反主流派たらしめることになった。そして、彼は、どちらかといえば政策決定の中枢を担う立場よりも、議論や構想を論じる評論家的視点を維持し続けていたといえるかもしれない。この姿勢と視点があったからこそ、時代ごとの比重の違いはあったとはいえ、共産主義認識・自衛権の概念・対米協調という一貫した主張は、彼の中で生き続けたのである。

1 昭和電工事件とは、昭和電工に対する復興金融公庫の融資をめぐる一大疑獄事件である。昭電の日野原節三社長は、復興金融公庫からの融資獲得の

ために、政・官界への贈賄を行なった。捜査の手は、芦田内閣にまで及び経済安定本部長官の栗栖赳夫や前副総理の西尾末広の逮捕に至った。その後、芦田自身も内閣総辞職後の12月に逮捕されるが、その後、無罪となっている。(大森彌「第四七代間内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録 第5巻』第一法規出版、1981年、158-160頁)。

- 2 北岡伸一『自民党』中公文庫、2008年、58頁
- 3 同上、52頁
- 4 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第3巻』、32頁
- 5 1949年1月27日の『日記』では、赤尾敏との会話が記述され、赤尾は「最近のCommunistsの進出を憂へて、是非とも反共運動が許されることを熱望してゐ」とし、「親米反共の線を明白にして、戦闘的中道政治を推進すべきである」と述べている(同上、35頁)。
- 6 芦田均「永世中立不可能論」『文藝春秋』1950年7月号(第28巻)、4頁
- 7 大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』中公新書、1988年、133頁
- 8 進藤・下河辺、前掲『芦田均日記 第3巻』、408頁
- 9 大嶽、前掲『再軍備とナショナリズム』、136頁
- 10 同上、136頁
- 11 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第4巻』、3頁
- 12 芦田均「自衛武裝論」『ダイヤモンド』1951年2月号(第39巻)、387頁
- 13 たとえば、石橋は、1951年10月の「安保条約下の日本経済」というエッセイにおいて第三次世界大戦が「果たして起こるかどうか、と疑っている」として、「そんな戦争が始まるかも知れぬという取越し苦労はやめて、まず世界が現状のままで続くものとして考える」と主張している(石橋湛山『石橋湛山全集 第14巻』東洋経済新報社、1970年、40頁)。
- 14 大嶽、前掲『再軍備とナショナリズム』、143頁
- 15 吉田、前掲論文「芦田均の共産主義認識」、23頁
- 16 大嶽、前掲『再軍備とナショナリズム』、140頁
- 17 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第4巻』、164頁
- 18 竹中佳彦「中道政治の崩壊－三木武夫の外交・防衛路線－」、近代日本研究会編『年報・近代日本研究16 戦後外交の形成』山川出版社、1994年、153-154頁
- 19 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第5巻』、3-4頁
- 20 同上、52頁
- 21 朝鮮戦争の特需景気が終って海運・造船業界に不況がくると、一九五三年一月外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法が公布されたが、業界は、

これを不十分として運輸省・保守政党に働きかけ、八月同法改正案について自由・改進黨・分自三派共同修正案が成立した。船主協會と造船工業会は、約五〇〇〇万円を集めて、これを保守三派の政治家と官僚三〇数人にばらまいたといわれる（升味準之輔『日本政治史 4 占領改革、自民黨支配』東京大學出版會、1988年、201頁）。

- 22 芦田均「吉田は引退するか」『文藝春秋』1954年11月号（第32卷）、114頁
- 23 同上、114頁
- 24 武田知己・李武嘉也編『日本政黨史』吉川弘文館、2011年、216-217頁
- 25 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第5卷』、311頁
- 26 同上、322頁
- 27 北岡、前掲『自民黨』、73-74頁
- 28 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第6卷』、4頁
- 29 吉田、前掲論文「保守合同後の政黨政治と外交政策論争」、19頁
- 30 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第6卷』、186頁
- 31 同上、5頁
- 32 権容爽「岸の東南アジア歴訪と『対米自主』外交」『一橋論叢』2000年（第123卷）、183頁
- 33 池田慎太郎「岸信介—アジア重視と日米協調—」増田弘編『戦後日本首相の外交思想』ミネルヴァ書房、2016年、138頁
- 34 吉田、前掲論文「保守合同後の政黨政治と外交政策論争」、21頁
- 35 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第6卷』、360頁
- 36 進藤・下河辺編、前掲『芦田均日記 第7卷』、8頁
- 37 同上、20頁
- 38 同上、5-6頁
- 39 吉田、前掲論文「保守合同後の芦田均」、79頁
- 40 同上、78頁

結論

本稿では、戦前から戦後にかけての芦田均の外交構想を振り返った。そのうえで彼の構想を紐解く上で重要になる鍵は、対共産主義認識、自衛権の概念、そして対米協調である。

まず、第1に対共産主義認識がある。彼が、1950年の朝鮮戦争勃発以降、共産主義諸国特にソ連への警戒感を強めたことはよく知られている。しかし、本稿でより重視したのは、その認識や警戒感が彼の外交官時代の経験に由来する点である。

第1章でも述べた通り、彼は、1914年に外交官としてロシアに赴任し、17年にロシア革命を目撃している。これは、少壮外交官であった彼にとって大きなインパクトを与えるものであった。ここで彼は、革命に伴う大衆の暴力的な振る舞いを嫌悪し、民主主義が健全なかたちで達成されないさまを嘆いている。彼にとってデモクラシーの理念は、自由主義や立憲主義に基づく個人の「寛容」の精神を示すものであったため、ロシアにおける革命の実態はそれとは相容れないものと考えられたのである。一方で、芦田は、ロシアがいずれは西欧民主主義を受け入れざるを得ないだろうと考えていたため、革命はそれに至る過渡的な現象ととらえた。

しかしながら、これ以後、芦田の共産主義に対する直接的な批判は、表面化しない。むしろ、芦田には、国際連盟に代表される集団安全保障内での枠組みにおいて共産主義の脅威を防ぐ意図があった。もっとも他方で、彼は、連盟体制が「アメリカとソヴェット・ロシアを加へなかった」ことで、「理想型実現の困難」にあることも認識していた。そこで、彼は、連盟体制の欠陥を補完するため、利害関係国が互いに協力し合うという地域的な多国間協調に活路を見出した。¹

そして、1930年代になると、1925年のロカルノ条約を参考にした「極東ロカルノ」構想を打ち出し、ソ連共産主義の脅威を多国間協調により解決する手段を提示した。ただ、これ以後、芦田は共産主義よりもナチスなどファシズム勢力の拡大に伴う日本国内の軍国主義勢力の台頭に警戒感や憂慮を示すようになっていったとされる。

そして戦後の占領初期にかけても、共産主義に関する目立った主張は見られない。これは、東アジアで米ソ冷戦構造が顕在化しておらず、日本国内の共産主義勢力の脅威がそれほど高まりをみせていなかった点にあるだろう。しかし、この戦前から戦後直後の期間を通して、共産主義に対する警戒感は、芦田の思想の底流に存在していた。

なぜならば、朝鮮戦争後、芦田の反共産主義の主張が、しばしば革命時のロシアの状況から導き出されていたからである。1950年に彼が『革命前夜のロシア』を著したことは、国内外の共産主義の高まりを自らの外交官時代の体験と重ね合わせていたことを示している。つまり、彼の対ソ認識の原点は、外交官時代のロシア革命時にあり、その点において芦田の対共産主義認識は、革命時の経験から連続していたのではないかと考える。

そして、第2に彼の自衛権の概念がある。芦田は、自衛権を国家に当然認められるべき権利と考えていた。本稿の第3章の「芦田修正」と憲法第9条との関係性からみると、芦田は、第9条の下でも自衛権は認められるとの解釈を、1928年の不戦条約や国際連盟規約など、戦前につくられた諸条約に基づいて主張している。そのため、彼の自衛権概念の基調は、ヴェルサイユ体制下の新外交の理念から形成された戦争違法化の立場にあったといえよう。

それゆえに、彼は、戦争放棄を掲げた新憲法の下にあっても、自衛権が当然認められるべきであると考えた。つまり、不戦条約や連盟規約が、戦争の違法化を認めつつ、自衛権を当然の権利としたように、新憲法もこれに準ずるものと捉えたのである。そのような点から、芦田の自衛権の概念は、不戦条約と連盟規約そして憲法第9条という連続性の中にあり、それは戦前・戦後において断絶がないものといえよう。

したがって、日本国憲法制定直後に吉田首相が、第9条で自衛権までが排除されるという見解を示したことは、芦田にとって論外であった。なぜならば、朝鮮戦争後、彼自身が、「日本人は新憲法によつて侵略戦争を放棄し、これがために武装しないことを約束した。然し、それは日本民族が自ら衛る権利を抛棄したのではない」と自衛権の延長線上において強く再軍備論を主張しているからである。²

そして、第3に対米協調がある。第1章でも述べたように外交官時代の芦田は、多くのヨーロッパ在勤の経験から、広い意味で幣原らの英米派として位置づけられていたと考えられる。さらに、第2章の満州国承認問題では、多国間協調の枠組みとしてワシントン体制の維持を重視したうえで、「極東ロカルノ」構想を通じて、英米諸国に対し満州国を既成事実として黙認させる意図があった。また、日中戦争勃発後も多国間協調への復帰を説く外交論を唱えて、「全面的にアメリカと妥協」すべきであるとの見解を示した。³

このような対米協調を重視する姿勢は、戦後にかけても見てとれる。それは、米ソ冷戦の枠組みが1950年の朝鮮戦争を機に深化するなかで、芦田が自由主義陣営の一員として日米関係をより一層重視していった点にある。第3章2節から第4章で述べたように、冷戦によって国際社会が二分された状況下で、芦田

は、安全保障面での対米協調という理念を誰よりも明確化させていったのである。

そして、芦田の対米協調は、大国アメリカが西欧民主主義を重要視し、それに基づくウィルソン主義や新外交の延長線上に国際情勢を見ていた点に由来する。このアメリカの立場への彼の強い共鳴が、戦後に、民主主義を掲げる自由主義陣営の一員に加わる意志を明確にさせたのではなかろうか。

加えて、彼のデモクラシー理念には、一貫したエリート主義が内在しており、自らが無知な大衆を先導しなければならないとの自意識を有していた。このようなエリート主義は、一方では世論や他議員から敬遠され、彼を政治的孤立に至らしめる要因ともなりえたであろう。

以上のように戦前・戦後にかけての芦田の理念を対共産主義認識、自衛権の概念、対米協調という観点から論じた。しかし、この3つの理念は、あくまでも彼の底流を流れていた思想であり、必ずしも各時代において、均等に主張されていたわけではない。つまり、各理念の表出の度合いは、芦田自身が、各時代の国際情勢とその中での日本の立場に気を配りつつ、その潮流に即応した日本外交のあるべき姿を、いかに打ち出していたのかによって変化していた。

そのような変化は、場合によっては彼自身の理念が変節したと捉えられたかもしれない。しかし、それはあくまでも芦田の外交的スタンスが、その時々国内外の情勢においてリアリスト的であり、またリベラリスト的に見えていただけに過ぎない。つまり、国際情勢や日本の立場が変化したのか、それとも芦田の理念が変化したのかを考えれば、それは前者の方であり、それに応じて彼の理念まで変節したとはいえない。むしろ彼の理念それ自体は、国際情勢の変化を受けても戦前・戦後でさほど変わっていないのである。

具体的には、その理念の連続性の原点は、1920年代に自らが経験したロシア革命による対共産主義認識や新外交を唱えたアングロサクソン勢力との協調にある。この原点を維持し続けたために、彼は、1930年代には世界のファシズムや日本の軍国主義という右傾化の流れのなかでリベラリストとして捉えられ、1950年代に世界が冷戦で二分化される状況下での非軍事化・平和主義志向といった日本の中では、よりナショナリスティックなリアリストとして捉えられたのである。しかし、実際のところは、1920年代から50年代の左右に振れた各時代の国際情勢の潮流にあって、芦田の理念こそが戦前・戦後を通して、連続性があり、また一貫したものであったともいえる。

ところが、芦田が理念を貫き、各時代の国内外の潮流に必ずしも迎合しない姿勢をとったがゆえに、外交官時代や政治家時代を通して彼は、主流とはなり得なかった。したがって、彼が政治的意思決定の中枢に与したのは、戦後のわ

ずかな期間であった。このことは、外交官や政治家としての身分を考えれば、不遇なものであったかもしれない。

一方で吉田のように、戦後のそれぞれの政治家が、国内外の情勢に適応するという「状況志向」的な言動に終始することも、自らの政治人生のアイデンティティを排除する要因になり得ると考えられるのではないか。その点で、芦田は、政治的不遇な立場に押しのけられながらも、各時代の国内外の情勢に対して自らの政治的アイデンティティを貫き通したとも考えられる。

そして、戦前・戦後で急激に変化する情勢と時に交わり時に反目したこのアイデンティティこそ、彼自身が一貫した理念に純粹であった何よりの証左ではなかろうか。

本稿は、日本政治外交史において、あまり触れられてこなかった芦田均の政治キャリアの全体像を振り返ることで、近年における芦田研究の問題提起を行ったものである。ここでは、彼の戦前の外交官時代から、戦後の政治家としての最期を終えるまでの政治外交的事象から連続した理念を抽出する作業を行った。

しかし、時代背景が多岐にわたるため、各章、各節の項目については、細かい議論や検討ができなかった。本稿が、あくまで芦田の理念を通史的にとらえることに主眼を置いたためである。

そのため、彼の共産主義認識や、自衛権の概念、対米協調という各主張・理念が具体的にどのように当時の世論や日本外交に影響を与えたのかを、さらに深く掘り下げる必要がある。この点については、今後、戦前・戦後の彼の主張や国内外の情勢をピンポイントに、より深く検証することで芦田研究の全体像を形成することができるだろう。

-
- 1 矢嶋、前掲論文「戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（一）」、204頁
 - 2 芦田均「新軍備論」『東京だより』1951年11月号（第28巻）、2頁
 - 3 矢嶋、前掲論文「戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（二・完）」、129頁